

川崎市自治推進委員会報告書
～市民自治の推進に向けた10の提言～

【 第1期 】

平成20年3月

川崎市自治推進委員会

目次

| | |
|---------------------------------|-----------|
| はじめに | 1 |
| I 自治推進委員会について | 2 |
| 1 設置目的等 | 2 |
| 2 第1期自治推進委員会の調査審議事項 | 2 |
| II 自治運営に関する制度等の運営状況について | 4 |
| 1 行政運営等に関する取組 | 5 |
| 2 自治運営の基本原則に基づく制度等の運営状況等 | 6 |
| 3 自治運営の制度等の在り方についての調査審議 | 11 |
| 4 その他の主な制度・施策 | 11 |
| III 自治運営に関する制度等の検討状況について | 15 |
| 1 協働のまちづくり | 15 |
| 2 情報共有 | 27 |
| 3 区民会議 | 34 |
| IV 市民自治の推進に向けた10の提言 | 43 |
| 1 自治に向き合う職員の育成 | 44 |
| 2 自治意識の醸成 | 44 |
| 3 協働実践の共有 | 44 |
| 4 協働推進施策の整備 | 45 |
| 5 政策形成過程の情報共有の推進 | 45 |
| 6 ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築 | 45 |
| 7 情報コンシェルジュ機能の充実 | 45 |
| 8 区民会議の情報発信の推進 | 46 |
| 9 区民会議と関係団体との連携の推進 | 46 |
| 10 各区区民会議の交流の推進 | 46 |
| 資料編 | 47 |
| 川崎市自治推進委員会設置要綱 | |
| 第1期自治推進委員会委員の構成 | |
| 第1期自治推進委員会の開催状況と審議経過 | |
| 川崎市自治基本条例 | |
| 川崎市区民会議条例・同条例施行規則 | |
| 川崎市における総合行政の推進に関する規則 | |
| 区民会議に係る調査票・調査結果概要 | |
| 自治推進委員会ニュースレターvol.1～7 | |

はじめに

川崎市は、自立した自治体の構築とともに市民が暮らしやすい地域社会の実現に向け、市民の信託に基づく市政運営のルールとして、指定都市として初となる川崎市自治基本条例（平成 17 年 4 月施行）を制定した。

この条例では、市民が地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、市民の意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加することを原則とする市民自治の基本理念を、前文でうたっている。

条例の施行からこれまで、自治基本条例に基づく施策の推進に向けて、区行政改革に関する組織整備や予算の充実など具体的な取組が展開されるとともに、区民会議の設置、パブリックコメント手続制度の構築、協働型事業ルールの策定、住民投票制度の構築に向けた検討など、新しい市民自治の仕組みづくりが進められてきたところである。

こうした中、平成 19 年 2 月、川崎市自治基本条例第 33 条の規定に基づき、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議を行うために、自治推進委員会が設置された。本委員会では、自治基本条例に基づく制度等の進ちょく状況等について、特に、重点的な事項として、「協働のまちづくり」、「情報共有」及び「区民会議」を取り上げ、自治運営の三つの基本原則である情報共有、参加及び協働の原則に照らして、取組状況や課題、方向性などについて検討を行ってきたところであるが、このたび、検討結果を報告書として取りまとめた。

この報告書が、川崎市自治基本条例に基づく自治運営の制度等の進行管理を担う白書として、今後の市民自治の拡充に向けた取組をより一層推進する上で参考となることを期待している。

平成 20 年 3 月

川崎市自治推進委員会委員長 小島 聡

I 自治推進委員会について

1 設置目的等

川崎市自治推進委員会（以下「自治推進委員会」という。）は、川崎市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）**第33条**に基づいて、自治運営の基本原則¹に基づく制度等の在り方について調査審議することを目的に設置され、次に掲げる事項を所掌事務としている。

- (1) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の実施の状況に関すること。
- (2) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の課題に関すること。
- (3) その他自治運営の基本原則に基づく制度等に係る必要な事項に関すること。

<自治基本条例抜粋>

第3節 自治運営の制度等の在り方についての審議調査

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

なお、自治推進委員会では、自治運営の基本原則に基づく制度等であっても、市情報公開運営審議会など審議機関が既に設置されている場合には、重複を避けるために、当該審議会の所掌事項は調査審議の対象としない。

2 第1期自治推進委員会の調査審議事項

第1期の自治推進委員会では、自治に関する制度を全体的に見渡して検証するといった観点から、新総合計画・川崎再生フロンティアプランの新実行計画の策定に合わせ、市民自治と区役所機能の拡充に関わる部分を中心に「自治運営に関する制度等の構築・実施状況について」確認し、取組状況や課題等を明らかにする²とともに、重点的な事項として、1「協働のまちづくり」、2「情報共有」及び3「区民会議」を選定し、調査審議³することとした。

特に、区民会議については、地域における身近な課題を市民自ら担い手となって

¹ 自治基本条例に基づく自治運営の基本原則とは、「情報共有の原則」、「参加の原則」及び「協働の原則」の三つをいい、**第5条**に規定されている。

² 第2章参照

³ 第3章参照

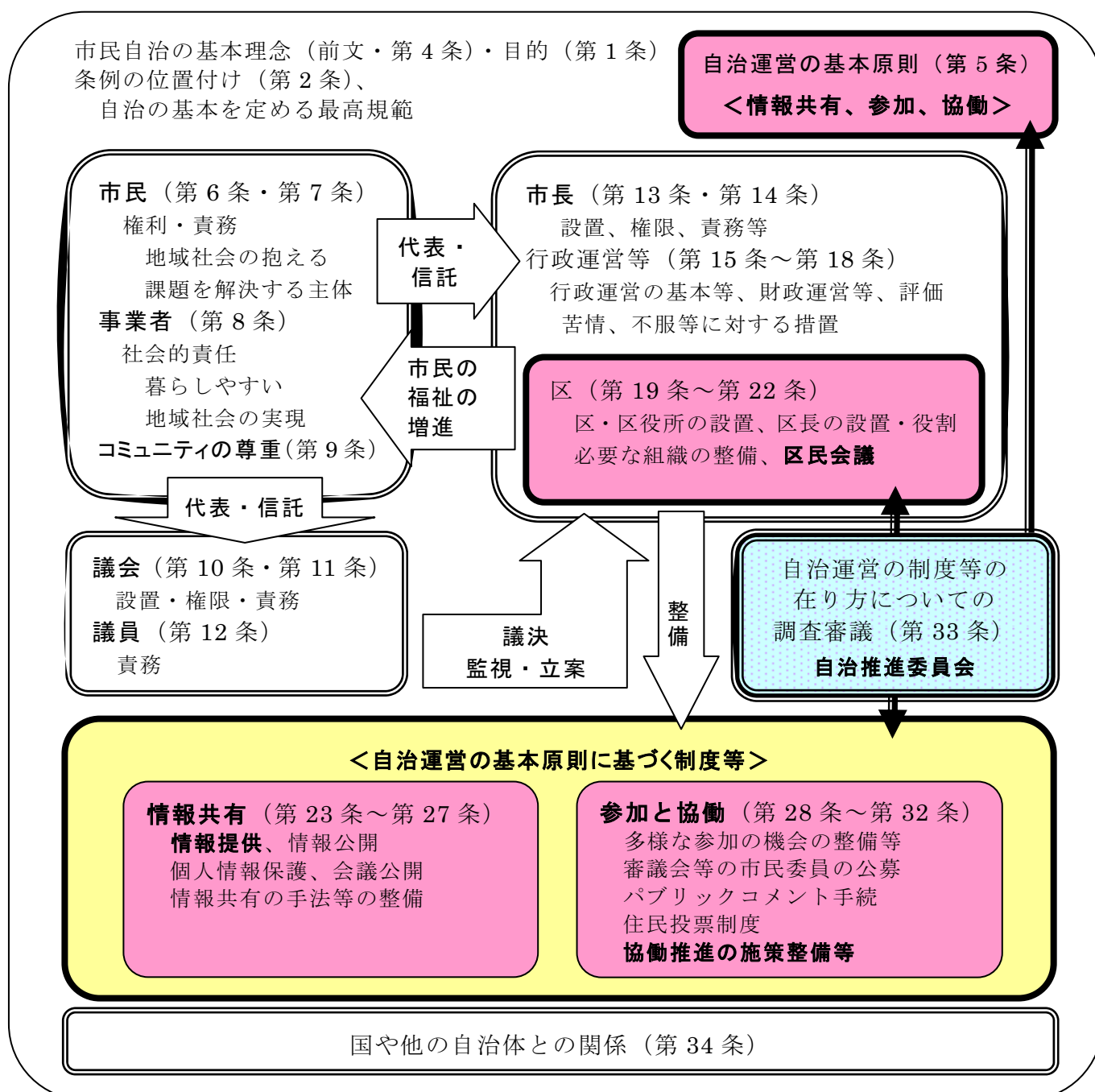
解決していく自治の原点の取組であり、新しい時代の市民自治の在り方を示すものであるとともに、第1期の区民会議が終了する時期を迎え、今後の方向付けが重要な時期となっていることから、2回にわたって議題とした。

II 自治運営に関する制度等の運営状況について

自治基本条例は、前文と4章とで構成され、体系的な整理がされている。

制定の社会的な背景、理念等をうたった前文をはじめ、第1章「総則」(第1条～第5条)は条例の目的、最高規範性、基本理念、自治運営の基本原則等について、第2章「自治運営を担う主体の役割・責務等」(第6条～第22条)は市民、議会、市長の権利と責務等について、第3章「自治運営の基本原則に基づく制度等」(第23条～第33条)は情報共有や参加と協働に関する制度等について、そして、第4章(第34条)では「国や他の自治体との関係」について規定している(図1参照)。

<川崎市自治基本条例の体系【図1】> ※網掛けは、本委員会における重点事項



1 行政運営等に関する取組

行政運営の基本、財政運営、評価及び苦情、不服等に対する措置等については、市が行政運営を計画的に、また効率的、効果的かつ総合的に行うためのものである。

自治基本条例には、そうした項目が**第 15 条**から**第 18 条**までに総合的に体系化されており、「行政運営等」として位置付けられている。

一方で自治基本条例自体も、「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」や「行財政改革プラン」と並ぶ、市政運営の3本柱のうちの一つとされており、それらが密接な関連をもって運用されている。

(1) 行政運営の基本等（第 15 条）と評価（第 17 条）

第 15 条の主な取組としては、新総合計画や行財政改革プランの策定が挙げられる。

新総合計画については、人口や地域経済の動向などの環境変化を踏まえ、平成 20 年度～22 年度を計画期間とした次期実行計画を平成 19 年度に策定し、第 1 期実行計画の取組の継承及び先駆的、先導的な施策の推進を図っている。また、行財政改革プランについては、第 1 次、第 2 次行財政改革プラン⁴の総括を踏まえて、新行財政改革プランを策定し、出資法人改革（**第 15 条**）や市民サービスの再構築、行財政改革の成果の予算への反映などに取り組んでいる。

さらに、**第 17 条**の主な取組として、施策評価（川崎再生 ACTION システム⁵）を実施して、新総合計画の進行管理と事業等の成果を市民に明らかにするとともに効率的かつ効果的な行政運営の推進に取り組んでいる。

(2) 財政運営等（第 16 条）

第 16 条の主な取組としては、中長期的な展望に立った計画的な財政運営を図るための「中期財政収支見通しの策定」、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことによる「財政の健全性の確保」、その他財政運営の透明性の確保に向けた「財政に関する情報の公表」などがある。

(3) 苦情、不服等に対する措置（第 18 条）

第 18 条の主な取組としては、市民の苦情、不服等に対する簡易迅速な救済措置を図るため、市民オンブズマン制度や人権オンブズパーソン制度などを設置し、

⁴ 第 1 次（平成 14 年度）は「民間活用型行政サービスの提供に向けた行政体制の再整備、公共公益施設、都市基盤整備の見直し、市民サービスの再構築」を、第 2 次（平成 16 年度）は「第 1 次行財政改革プランの更なる推進、財政フレームの設定」を中心に行財政改革の取組を推進してきた。

⁵ 総合計画に位置付けられている全事務事業及び施策の点検評価を行うことにより、新総合計画の適正な進行管理等を行う仕組みであり、人事評価制度とも連携したつくりとなっている。

運用している。

2 自治運営の基本原則に基づく制度等の運営状況等

自治基本条例には、1で述べた行政運営の基本等を前提として、参加と協働によるまちづくりを推進していくために必要な、区に関する取組や自治運営の基本原則に基づく制度等について体系化されている。

ここでは、区に関する取組やそれぞれの制度等がどのように整備されているのか、また、市民自治の推進の方向に向っているのかなど、自治運営の基本原則（情報共有、参加及び協働）の視点から、これまでの主な取組と成果、方向性等について次のとおり整理をした。

なお、区民会議（**第 22 条**）、情報提供（**第 23 条**）、情報共有の手法等の整備（**第 27 条**）及び協働推進の施策整備等（**第 32 条**）については、第 3 章で詳述する。

(1) 区に関する取組

第 21 条では、参加及び協働による地域の課題解決及び行政サービスの効率的、効果的かつ総合的な提供とともに、区における市民活動支援の推進に向けて区の組織整備や機能強化等に取り組む必要性について規定している。

また、**第 22 条**では、参加及び協働による地域の課題解決に向けて調査審議していく機関としての区民会議を設置する旨を規定している。

これらは、「市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを基本」としている自治基本条例の基本理念を実現するために、**第 19 条**（区及び区役所の設置）や**第 20 条**（区長の設置及び役割）とともに、「区」に関する施策として体系化されている。区に関する主な取組は次の**表 1**のとおりである。

区に関する取組【表1】

| 条文 | 制度・施策名 | これまでの主な取組・成果 | 方向性 | |
|------|-----------|---|--|---|
| 第21条 | 必要な組織の整備等 | 区役所を地域のまちづくり拠点として整備 区役所を総合的な子ども支援拠点として整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●土木事務所を建設センターとして区役所への編入(平成15年4月) ●地域まちづくり支援体制の整備 ●道路、公園の維持管理等に総合的に対応できる機能の検討 ●区役所へ編入した保健所と福祉事務所を再編し、保健福祉センターを設置(平成15年4月) ●総合的な子ども支援拠点としての区役所整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●区民主体の地域活動を支援する地域総合行政機関としての区役所機能の整備 ●区における道路、公園維持管理機能等の整備 ●子どもに関する相談機能の拡充等(「こども支援室」の設置) |
| | | 区における市民活動支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●「区、地域レベルでの市民活動支援拠点の整備に関するガイドライン」の策定(平成18年3月策定) ●市民活動支援のため、区に7箇所、地域に59箇所の拠点整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●区役所、こども文化センター等、既存施設の有効利用 ●区及び地域の市民活動支援拠点の充実とともに、各拠点の利用についての情報提供の充実と有効活用 |
| | | 区における総合行政の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●区における総合行政の推進に関する規則(平成18年4月1日施行)による局区間の情報の共有、区の課題に関わる局区間の調整などの仕組みの整備 ●区の課題調整担当の設置(平成18年4月) ●協働推進事業費を活用した、区民との協働などによる事業の展開 | <ul style="list-style-type: none"> ●区が主体的に課題の解決を図ることができるよう、計画・施策に関わる調整機能の強化、区予算の確立・充実 |
| 第22条 | 区民会議 | 区民会議の設置 (区民会議条例) ※平成18年4月1日施行 | <ul style="list-style-type: none"> ●試行区民会議の開催(平成17年度) ●区民会議条例の制定 ●各区に区民会議を設置し、調査審議を開始(平成18年度) ●区民への積極的な広報の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●審議状況等の積極的な情報発信を行うなど、課題解決の取組などへの区民・団体の参加度の向上策の検討 ●地域の自主的な課題解決の取組を区役所が支援していく仕組みづくりの検討 ●委員間での課題の共有や合意形成の手法の検討 ●各区第2期区民会議(平成20年度～)の開始 |

(2) 情報共有に関する取組

第 23 条から第 27 条までの規定は市政に関する情報（以下「市政情報」という。）について情報共有するための様々な手法等について体系化している。既存の広聴に関する取組の定期的な見直しや、社会状況等に合わせた迅速かつ柔軟な対応が求められている。これらの規定に基づく主な取組は次の表 2 のとおりである。

情報共有に関する取組【表 2】

| 条文 | 制度・施策名 | これまでの主な取組・成果 | 方向性 | |
|--------|--------|---|---|--|
| 第 23 条 | 情報提供 | 市政情報の提供(広報) <ul style="list-style-type: none"> ● 市政だより、広報誌「ひろば」などの発行 ● 市内の主要駅、銀行窓口等への市政だより配布箱の設置(平成 18 年度、355 箇所) ● 市政記事広告掲載 ● テレビ・ラジオなどによる広報 ● インターネットを利用した広報の充実とメールマガジンなどによる広報の拡大 ● 市民便利帳の配布窓口拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ● 必要な人に必要な情報が確実に届く手法や様々な情報媒体の効果的活用 ● シティセールスの視点に立った戦略的広報活動 | |
| | | 市政情報の提供(報道) <ul style="list-style-type: none"> ● 記者会見、投込み、取材対応の実施 ● 市の事業や会議、市内の催物・イベント情報などおおむね 3 箇月先の報道関連予定を「報道掲示板」(カレンダー形式一覧)にして、記者クラブへ情報提供(平成 18 年 7 月設置) | <ul style="list-style-type: none"> ● 様々なメディアを通じた、市政情報等の提供 ● 新聞等への掲載など、より多くの人に市政情報が届くような手法の構築、パブリシティの有効活用 ● 新聞等に取り上げられやすい情報発信力の向上、広報資料の充実 | |
| | | 要綱等の公表 ※要綱は平成 19 年 7 月から、要領等は同年 11 月から実施 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市のすべての要綱及び要綱に準じた要領等の公表 ※要綱(平成 20 年 2 月現在 2, 144 件) 要領等(同月現在 627 件) ※「要領等」とは、要綱に準じて制定されたもの、審査等の基準などが該当 | <ul style="list-style-type: none"> ● 条例・規則と要綱等との関係を体系的に整理して公開 |
| 第 24 条 | 情報公開 | 情報共有、情報公開の推進 (情報公開条例) ※昭和 59 年 10 月 1 日施行 | <ul style="list-style-type: none"> ● 電子申請による請求手続を導入(平成 18 年度) ● 恒常的に開示請求があり、全部開示の対応を行っている情報についての閲覧などによる情報提供への移行 ※公文書開示請求件数 1,062 件(平成 18 年度) ※情報公開運営審議会(平成 18 年度、3 回開催) | <ul style="list-style-type: none"> ● 恒常的に開示請求があり、全部開示の対応を行っている情報についての HP などによる情報提供への移行 ● 行政の説明責任の明確化と市政情報の公開原則についての職員の研修等の充実 |

| 条文 | 制度・施策名 | これまでの主な取組・成果 | 方向性 |
|------|--|--|--|
| 第25条 | 個人情報保護 個人情報保護 （個人情報保護 条例） ※昭和61年 1月1日施行 | ●個人情報保護制度の広報 （市民向けリーフレットの配布） ●個人情報保護研修会の実施 ※情報公開運営審議会 （平成18年度、3回開催） | ●情報漏えいの問題等に効果的に機能する個人情報保護の推進 ●セキュリティ対策等、実施機関と連携した個人情報保護の推進 |
| 第26条 | 審議会等会議の公開 （審議会等の会議の公開に関する条例） ※平成11年 4月1日施行 | ●審議会等の開催のお知らせを情報プラザに常備。HPに掲載 ※対象となる審議会等：275会議 （うち、公開は240会議、一部非公開は7会議、非公開は28会議） ※傍聴人は延べ1,086人。傍聴があった審議会等は65会議 | ●審議会等の開催に係る情報の市民への周知の徹底 ●HPなどあらゆる情報媒体を活用した審議会等の情報の充実 |
| 第27条 | 総合コンタクトセンターの設置・運営 | ●問い合わせ、意見、相談等の受付・回答を行うサンキューコールかわさきの運用開始 ※平成18年4月からイベント案内業務、予約受付業務等も併せて実施 ●FAQ（よくある質問と回答）の充実 ※HP掲載数 平成18年度末 1,685件 | ●総合コンタクトセンターで受け付けた内容を分析し、市民のニーズを抽出して、市の施策に反映させていく仕組みの構築 ●イベント案内、予約受付、電話アンケートなど業務の拡大 ●利用促進に向けた市民への周知の徹底 |
| | ITを活用した参加と協働の仕組みづくり | ●宮前区をモデルとした地域ポータルサイトの開設 ※平成18年7月実施 ●民間地域ポータルサイト（全市版）の活用 ※平成20年1月から実施 （民間情報と行政情報の一体的発信） | ●サイト運営事業者による市民や企業が安心して利用できるポータルサイト運営の推進 ●地域ポータルサイトなど、インターネットを通じた効果的な情報提供及び、市民・企業との情報交流の実現 ●利用促進に向けた市民への周知の徹底 |

(3) 参加及び協働による自治運営に関する取組

第28条は、「多様な参加の機会が、参加を求める事案の内容、性質等に応じて確実に市民に保障されるような整備、体系化の必要性」を、また、第29条から第31条までは、直接市政に参加するための制度について規定している。

これらの規定は、市民と市との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ることを規定している第32条とともに、参加及び協働による自治運営に向けた取組として体系化されている。これらの規定に基づく主な取組は次の表3のとおりである。

参加及び協働による自治運営に関する取組【表3】

| 条文 | 制度・施策名 | これまでの主な取組・成果 | 方向性 |
|------|--------------|---|---|
| 第28条 | 多様な参加の機会の整備等 | 広聴等 ●市長への手紙(平成18年度:918通) ●市長へのメール(平成18年度:698件) ●かわさき市民アンケート(年2回) ●タウンミーティング (平成18年度:2回) (平成19年度:7回) ●パブリックコメント手続制度 | ●様々な立場の市民からの多様な意見の聴取 ●市政運営や政策立案の参考資料とするための市民の生活意識や市政に対する評価、要望や意識に関する調査 |
| 第29条 | 審議会等の市民委員の公募 | 審議会等の市民委員の公募 (附属機関等の設置等に関する要綱、附属機関等の委員公募実施指針) ※平成9年7月1日施行 ●226機関(委員数2,689人)のうち市民公募委員が在籍するのは39機関(市民公募委員130人) ※39機関中18機関が市民公募委員数の比率が2割以下 ※審議会等への女性参加比率27.9%(平成19年度、前年比0.9ポイント増) 「審議会等委員への女性の参加状況調査報告書」 | ●「附属機関等の委員公募実施指針」に規定する要件(2割以上)の達成 ●求められる専門性や知識に加え、男女バランスや世代バランスも考慮した委員の選考 |
| 第30条 | パブリックコメント手続 | パブリックコメント手続制度の運用 ※平成19年4月1日施行 ●パブリックコメント手続条例の制定、運用 ※平成20年2月15日までに、66件実施 | ●パブリシティの活用による市民への制度内容、手続募集等の周知の徹底 ●平成19年度の運用状況を検証し、市民が意見を提案しやすくするための工夫についての検討 |
| 第31条 | 住民投票制度 | 住民投票制度の創設・運営 ●平成18年10月に公表された住民投票制度検討委員会報告書を踏まえ、住民投票制度の骨格となる事項についての素案の作成 ●制度素案の住民への周知、パブリックコメント手続の実施 | ●市政に係る重要事項について直接住民意思を確認する仕組みとしての住民投票制度の創設 ●制度創設後の住民への制度の周知及び適正な制度の運営 |
| 第32条 | 協働推進の施策整備等 | 協働型事業のルール 協働推進事業費の活用 ●区における協働型等の事業提案制度の実施 (平成19年度は中原区、高津区・宮前区・多摩区・麻生区で実施) ●協働のルール検討委員会からの報告(平成19年1月)に基づく協働型事業のルール策定 | ●協働型事業のルールに基づく協働型事業の推進 ●区における協働型等の事業提案制度の推進 ●地域で活躍するシニアのための施策の実施(情報発信、人材育成、相談機能の整備) |

3 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条に関する取組として、市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市は、市民委員3名と学識経験を有する者3名で構成される「自治推進委員会」を設置し、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議している。主な取組は次の表4のとおりである。

自治運営の制度等の在り方についての調査審議【表4】

| 条文 | 制度・施策名 | これまでの主な取組・成果 | 方向性 |
|------|--|---|---|
| 第33条 | 自治運営の制度等の在り方についての調査審議 自治推進委員会の運営 ※平成19年2月7日設置 | <ul style="list-style-type: none"> ●平成18・19年度を第1期とし、7回開催 ●自治運営の基本原則(情報の共有、参加及び協働)の視点による、区民会議、協働のまちづくり等の現状と課題の調査審議 | <ul style="list-style-type: none"> ●具体的な改善策を効果的に提言する委員会の運営 ●委員会の取組を市民に情報発信し共有していくための効果的な手法の検討 |

4 その他の主な制度・施策

(1) 市民及びコミュニティに関する取組

第6条から第9条までの「市民」に関する規定のうち、市の取り組むべき項目が規定されている主な制度・施策の運営状況等について整理した。

これまで、市民の活動については、自治会・町内会の活動をはじめとして、自主防災活動や資源集団回収事業など、暮らしやすい地域社会を形成していく上での基本的な活動に対して支援を行ってきたところであるが、ここでは、市民の活動団体支援のうち、比較的最近取り組まれている市の施策を中心に取り上げた。

第6条及び第7条第3号(市民の責務)においては、市民が良好な環境の下で暮らし、活動できる権利及び次世代に配慮した持続可能な地域社会を築くよう努める市民の責務を定めている。市はこれまでも公害の歴史を克服する過程において培われた環境技術や施策の蓄積をしてきたが、平成19年度の主な取組として、市民意見を取り入れて、里山の維持管理活動や、公園清掃、花壇の整備等、市民主体で担ってきた緑の保全活動などを含む「緑の基本計画」(平成7年度策定)を改訂するとともに、多摩川という資源の持続可能な活用について市民主体で取りまとめた多摩川プランなどを策定し、計画やプランに位置付けられた個別施策及びリーディングプロジェクトに取り組んでいる。

第 8 条⁶（事業者の社会的責任）の主な取組としては、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市が率先して、環境に配慮した取組の実施、障害者雇用の拡大など、持続可能な社会の構築に向けて取組を進めている。

また、市は、平成 18 年 1 月に国連グローバル・コンパクトに日本の自治体として初めて参加し、グローバル・コンパクトの 10 原則を支持し推進している。さらに、グローバル・コンパクトの理念を市内に広めるため、さまざまな主体が自主的な諸活動によって持続可能な地域社会づくりに貢献する「かわさきコンパクト」を推進している。

かわさきコンパクトは、グローバルな視野から設定した課題を、川崎の市民・事業者・行政等の連携により解決を目指す取組であり、原則に共鳴する事業者・市民の自発的な参加と様々な主体の協働により課題解決をめざしている。

第 9 条（コミュニティの尊重等）の主な取組としては、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しながら、自治会・町内会の取組への支援や市民活動支援⁷など、コミュニティに関わる施策を推進している。

市は、平成 20 年度から、都市型コミュニティの在り方に関する検討に取り組むとともに、市民協働を推進するための市の組織を強化して、協働によるまちづくりの取組を推進していく。

今後、持続可能な地域社会の構築に向けて、事業者が社会的責任を果たし、市や市民とともに自治運営の担い手となることが期待されるとともに、コミュニティの在り方が自治運営を継続して行っていくための重要なファクターとなることから、第 8 条及び第 9 条の規定は重要な位置付けとされている。

これらの規定に基づく主な取組は、次の表 5 のとおりである。

⁶ 第 8 条については、市を、地域社会を構成する一事業者と見立てたときに生じる社会的責任及び他の事業者との連携により果たせる社会的責任に対する取組を整理している。

⁷ 第 9 条に位置付けられる市民活動支援施策については、次章で詳細について言及する。

市民及びコミュニティに関する取組【表5】

| 条文 | | 制度・施策名 | これまでの主な取組・成果 | 方向性 |
|-----|------------|---|---|---|
| 第6条 | 市民の権利 | 市民が良好な環境の下で暮らすことができる権利の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ●緑の基本計画(かわさき緑の30プラン) ※市民意見交換会の開催、市民意識調査等の実施、パブリックコメント手続の実施 ●多摩川プラン(平成19年4月策定) ※多摩川プラン策定委員会(平成18年5月から合計4回開催) ※多摩川プラン策定市民会議(平成18年4月から合計7回開催) | <ul style="list-style-type: none"> ●五つの基本方針に基づく10の基本施策の推進、132の個別事業の実施及びリーディングプロジェクトの実施 ●七つの基本目標に基づく30の施策の方向性に合わせた55の推進施策の取組 ●リーディングプロジェクトの優先的・重点的な実施 |
| | 市民の責務 | | | |
| 第8条 | 事業者の社会的責任 | 国連グローバル・コンパクト ⁸ | <ul style="list-style-type: none"> ●平成18年1月署名 ・人権、労働、環境及び腐敗防止の取組 ●平成18年度「かわさきコンパクトの基本設計書」作成 ・平成19年度「かわさきコンパクト準備委員会」において、ビジネス・コンパクト先進事例の情報収集・登録認定 ●入札実施(8件) | <ul style="list-style-type: none"> ●職員意識の向上と徹底 ●市の障害者雇用等の推進 ●市の環境配慮の取組推進 ●民間事業者の環境経営と社会的責任の普及・促進 |
| | | かわさきコンパクト 総合評価一般競争入札制度 | | |
| 第9条 | コミュニティの尊重等 | 自治会・町内会への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●自治会・町内会の活動をはじめ、自主防災活動や資源集団回収事業など市民の活動に対する補助・助成金、奨励金等の支給 | <ul style="list-style-type: none"> ●都市型コミュニティに関する検討 |
| | | 市民活動団体等への支援 総合的な市民活動支援施策の確立 ※市民活動推進委員会提言 ①市民活動センターの開設に向けて(平成14年11月) ②市民活動の活動資金の確保に向けて(平成15年11月) ③市民活動の人材育成と情報の共有化に向けて(平成19年3月) ④市民活動の評価に向けて(平成18年12月) | <ul style="list-style-type: none"> ●市民活動センターを通じた施策の実施 ●市民活動推進委員会の提言を踏まえた次の施策の実施 ①活動の場の提供 ⇒全市拠点としての市民活動センター、区拠点としての市民活動支援コーナー(区役所等内)、地域拠点としてのこども文化センター等の整備 ②活動資金の確保 ⇒市民公益活動助成金制度 ③人材育成 ⇒ボランティア入門講座等の実施 情報の共有化 ⇒市民活動HPなど ※②・③は市民活動センターが実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民活動センターによる施策の強化 ●市民活動団体が更に活性化するよう、活動の場、資金、人材育成及び情報の共有に関する支援施策を有機的に連携させ、総合的に推進 ●市民活動推進委員会の提言を踏まえた市民活動支援の推進 |

⁸ 国連環境計画の取り組み。コンパクト(compact) = 盟約と訳す。

(2) 国等との関係に関する取組

第34条の主な取組としては、神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政運営に当たるとともに、他の自治体と共通する広域的な課題に対しては、八都県市首脳会議などで積極的な連携を図り、その解決に向けた取組を推進している。

この規定に基づく主な取組は、次の表6のとおりである。

国等との関係に関する取組【表6】

| 条文 | 制度・施策名 | これまでの主な取組・成果 | 方向性 |
|------|-------------|---|---|
| 第34条 | 自治体間の連携 | <ul style="list-style-type: none"> ●全国市長会、指定都市市長会、八都県市首脳会議等との連携による取組(国への施策提言や要望活動、調査研究等) | <ul style="list-style-type: none"> ●一層の国等への要望活動等 ●広域連携による大都市固有の課題解決 |
| | 県市間の権限移譲の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●県の「事務処理の特例に関する条例」に基づく権限移譲の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●県市間の権限移譲の推進 |

Ⅲ 自治運営に関する制度等の検討状況について

本章では、1「協働のまちづくり」、2「情報共有」、3「区民会議」の三つに焦点を当てて、その取組と課題を明らかにし、今後の施策推進の方向性について検討した。

1 協働のまちづくり

「協働」についての定義は、**第3条**において、「市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます」とされている。また、**第5条**では、「協働の原則」として自治運営の基本原則の一つに位置付けられている。

「協働」は、市民と市が協力し、互いの特性を生かしながら課題解決に当たることにより、一方のみが課題の解決に向けて取り組むよりも大きな効果を得られると期待されている手法であり、協働が実施しやすい環境を整備するとともに、施策を体系化していくことが重要である。

これまで市は、**第9条**のコミュニティ施策の一環として、自治会・町内会をはじめとした市民の活動に対して支援を行うとともに、市民活動支援に取り組んできた。一方、市民活動の活発化、自治基本条例の制定などを背景として協働のまちづくりに向けた取組を進める中、市民と市が共通の認識に立って協働して事業を進める場合に、どのような考え方や役割に基づいて展開したらよいのか、協働型事業についての共通理解とルール化が必要ではないのか、などの課題が挙げられ、その解決に向けて協働型事業のルールの策定が行われた。

ここでは、特にいわゆるテーマ型市民活動といわれる取組の支援施策に焦点を絞り、整理を行うとともに、そうした取組の成果を基盤として⁹展開される協働推進に向けた施策整備等(**第32条**)の取組などについて本委員会での検討結果をまとめた。

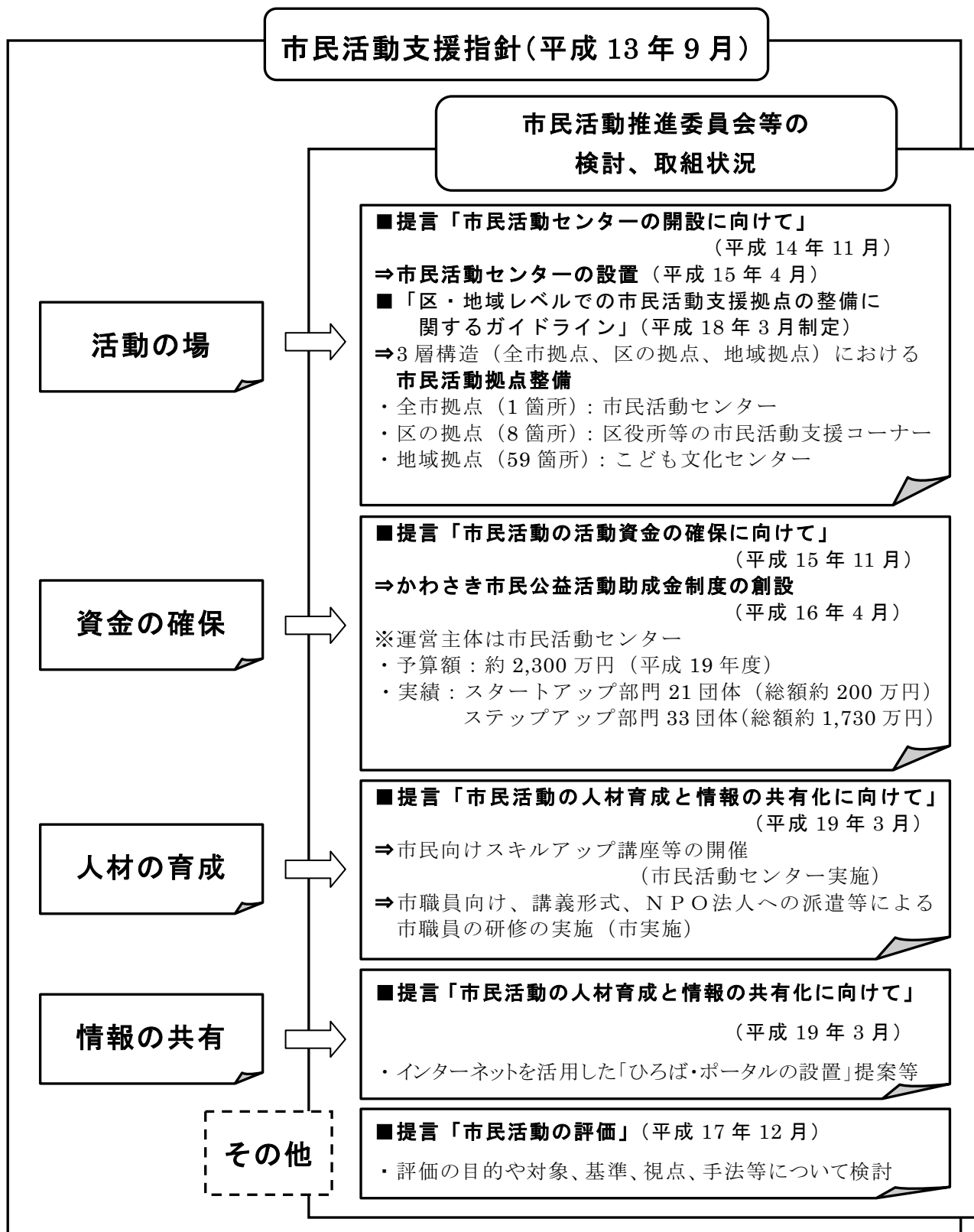
(1) 市民活動支援に関する取組（第9条）

市は、平成13年9月に市民活動の支援に関する論点や基本的な考え方「市民活動支援指針」を策定した。そして、その具現化に向けた検討を行うため、川崎市市民活動推進委員会（以下「市民活動推進委員会」という。）を設置¹⁰（平成14年1月）するとともに、その指針で示された、市民活動を支えていく柱としての四つの基本的な考え方、「人材の育成」、「資金の確保」、「活動の場」及び「情報の共有」について検討を進めてきた（**図2**参照）。それぞれの具体的な内容は、次のとおりである。

⁹ 本来、市民活動支援に関する取組については、公共的な取組を推進するための手法である「協働」の推進施策とは切り分けて整理すべきである。しかし、その成果を踏まえることを目的として本節「協働のまちづくり」で言及することとした。

¹⁰ 委員会のホームページ URL：<http://www.city.kawasaki.jp/25/25tiiki/home/iinkai/index.htm>

<市民活動支援指針と施策の取組状況【図2】>



※情報の共有については、幅広い論点で指摘される課題であり、次章(2情報共有)で、市の取組やその方向性について整理する。

ア 活動の場

活動の場については、「市民活動支援指針」及びそれに基づく市民活動推進委員会からの提言に基づき、全市拠点（（財）かわさき市民活動センター。以下「市民活動センター」という。）、区の拠点（区役所等の市民活動支援コーナー¹¹）、地域拠点（こども文化センター等）といった3層構造で市民活動拠点づくりを進めている。

市民活動センターでは、活動空間の提供に加えて「情報」、「人材育成」、「ネットワークづくり」など、協働の担い手となる市民や市民活動団体のすそ野を広げるとともに、市民活動団体が力をつけていくための環境整備として、多方面の支援を実施している。また、一部の区の拠点では土・日曜日にも利用可能となっている。さらに、地域拠点は、その館を有効活用して、土・日曜日にも利用できる会議室等を備えている。

今後の課題としては、地域拠点の拡充、利用時間の拡大など施設の使い勝手のよさを向上させて、利用者の拡大を図ることが考えられる。

イ 資金の確保

市は、市民活動支援に関する各種補助金や助成金を整理統合して、かわさき市民公益活動助成制度補助金として再編した。その補助金を原資として、市民活動センターは、平成16年4月に「公益活動助成金制度」を創設し、その運営を行っている。透明性の高い事業選定と、助成団体公開報告会による助成金の効果確認によって、よりよい制度運営を目指していることが特徴である。

資金は、新規事業向けの「スタートアップ」と既存事業向けの「ステップアップ」のコース別に、市民活動団体が実施する事業の目的、用途、公益性などを審査項目とし、書類による審査と公開プレゼンテーションによって支援される事業等が選考される。平成19年度は2,300万円（（財）河川環境管理財団補助金を含む。）の資金が予算計上され、実績は図2「資金の確保」（p.16）の項目のとおりである。

市民活動団体にとって、公開プレゼンテーションにおける事業概要の説明で、自らの事業の公益性を他団体や関係者に理解してもらったり、事前の相談を通じてより付加価値の高い事業として改善がなされたりするなど、利用団体にとっても意義のある制度である。また、資金を活用して、より規模の大きいあるいは質の高い事業に取り組むことで、市民活動の体力がついていくという効果もある。

課題としては、会費、寄附、出資金等の市民活動の自己資金だけでは自立した活動を行うことに限界がある中で、公益活動助成金制度などの制度をいかに活用

¹¹ 各区役所をはじめ、幸区の市民協働プラザや高津市民館等にある。区の活動拠点情報 URL：<http://www.city.kawasaki.jp/25/25tiiki/home/kyoten/kukyoten.html>

しやすいものにしていくのかという点などが考えられる。

ウ 人材の育成と情報の共有

人材の育成については、市民活動推進委員会が「市民活動の人材育成と情報の共有化に向けて」（平成 19 年 3 月作成）の中で、市民活動団体、中間支援組織である市民活動センター、そして市の人材育成に関する取組の現状と課題及び市民活動に必要な人材育成のための七つのプログラムを提示し、各項目を実施するのに望ましい機関を整理している。

市は協働を推進できる職員の育成に向けた各種取組を実施し、市民活動センターでは市民活動団体、市民活動等を始めたい市民向けの各種講座を実施するなど、役割分担をしながら、施策が展開されている状況である。

課題としては、市民活動推進委員会の提言に対応する市の施策や取組を着実に展開するとともに、人材育成に関する施策などを体系的に整備していく必要があると考えられる。また、人材育成について、今後市に求められる取組は、市職員への協働に関する研修の充実であり、市民活動に関する基礎的な講義に加えて、実践活動につながるような体験型研修などの充実が求められている。

次の表 7 では、市民活動推進委員会「市民活動の人材育成と情報の共有化に向けて」（平成 19 年 3 月）を参考にして、市民活動センター及び市の取組（平成 19 年度実績）のうち主な事業を、市民活動に必要な人材育成のための七つのプログラムに当てはめて整理した。

＜市及び市民活動センターが実施する主な研修、講座等【表7】＞

| 実施主体 プログラム | 中間支援組織 (市民活動センター) | 行政(市/区) | 市民活動 団体等 | 専門性の 高いNPO、 外部機関等 |
|--|--|--|-------------|-------------------------|
| ① ボランティア体験 など、現場の活動に ふれる機会の提供 (導入・勧誘機会) | ●中・高校生のための ボランティア入門講座 ●シニアボランティア入門講座 ●市民記者養成講座 ●アドバイザーサロン ◎ | ●シニアビュースタッフ支援セミナー ●シニアボランティア養成講座 ■NPO法人への 職員派遣研修 ■夜間自己啓発講座 (講師：NPO法人 の代表者) ◎ | ○ | — |
| ② 市民活動の意義及び 基本的な活動内容の 研修 (活動全体にわたる 基本的な研修) | ●ボランティア・市民活動 団体パワーアップセミナー ◎ | ●ボランティア活動等パワー アップ講座 ■階層別研修(新規採 用、若手、中堅職員) 「市民協働・自治基 本条例」 ■スキルアップ研修「協働力 向上とファシリテーション研 修」 ■市町村研修 センター派遣研修 ◎ | ○ | — |
| ③ 市民活動の内容に 専門的に立ち入った 内容を含む研修 | ●災害ボランティア・ コーディネーター 養成講座 ◎ | △ | ◎ | ◎ |
| ④ 団体の組織運営の 方法や位置付けにつ いての研修 | ●ボランティア・市民活動 団体パワーアップセミナー ◎ | △ | ◎ | ◎ |
| ⑤ 組織の在り方や今後 の展開、資金調達や リーダーシップにつ いての研修 | ●ボランティア・市民活動 団体パワーアップセミナー ◎ | △ | ◎ | ◎ |
| ⑥ 活動内容について のより専門的な知識習 得とスキルアップ | ●防災ボランティア・ スキルアップ講座 ◎ | ●識字、障がい者、保 育ボランティア講座等 各種ボランティア講座 ◎ | ○ | ◎ |
| ⑦ 総務・経理など、 活動のマネジメント に必要な知識とスキ ルの習得 | ●ボランティア・市民活動 団体パワーアップセミナー ◎ | ◎ | ○ | ◎ |

(注1) 「●」印：市民向けの取組、「■」印：職員向けの取組

「◎」印：実施主体として最適、「○」印：実施主体として適当、「△」印：実施主体として不適当

(注2) 市民活動推進委員会「市民活動の人材育成と情報の共有化に向けて」(平成19年3月)
を参考にして、平成19年度に実施した主な事業等を加筆した。

(注3) 市民活動団体等、専門性の高いNPO、外部機関等の取組については、未調査

(2) 協働推進に向けた施策整備の取組等（第 32 条）

市は、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の基本政策の柱に「参加と協働による市民自治のまちづくり」を位置付けて、その政策目標の実現に向けて、自治基本条例に基づき各種の施策や事業を進めている。

協働を実施しやすい環境を整備するとともに、施策を体系化していく取組の一つとして、市は、いくつかの区で先行的に実施されている、「協働型等の事業提案制度」を適用事業のモデルとして、実施状況や各区の独自の基準などを参考にしながら、区の取組を包含する形での協働型事業のルールを策定している。

ここでは、協働型事業のルールの取組の概要と現時点での課題を整理する。また、協働推進に向けた主な取組として、区において地域社会が抱える課題の解決や地域特性を生かしたまちづくりを推進するために創設された「協働推進事業費」と地域の課題解決の担い手である区民からの提案を事業化していく制度として区が独自に取組を進めている「協働型等の事業提案制度」に焦点を当てて、取組及び課題を整理した。

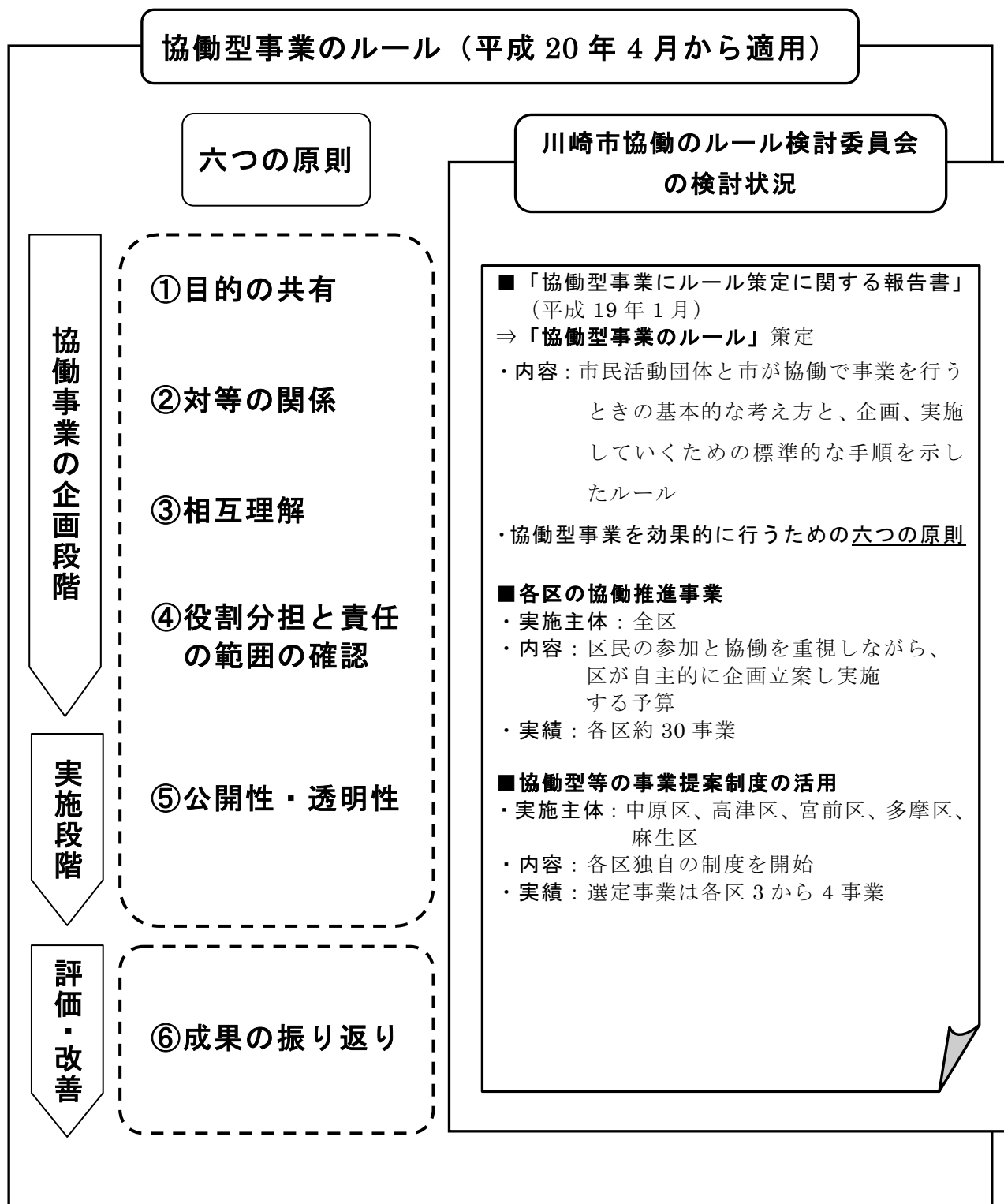
ア 協働型事業のルール

協働型事業のルールは、**図 3** に示したとおり、協働事業を進める手続過程に併せた、市民側と市側が遵守すべき、六つの原則（目的の共有、対等の関係、相互理解、役割分担と責任の範囲の確認、公開性・透明性、成果の振り返り）を整理している。市民活動団体と市の双方がその原則に沿って事業を進めていくことが求められている。

企画立案から振り返り（評価・検証）までの事業プロセスすべてについてルールを適用することによって、役割分担や責任範囲、公開性や透明性が高まるとともに、それぞれの効果的な事業展開が図られていくことになる。

課題としては、協働型事業の効果が最大に発揮されるために、市と協働型事業の提案者との間で、六つの原則に係る共通認識をどこまで高められるのかといった点や、検証委員会などを設置し外部評価を実施するなど、事例を蓄積し取組を改善しながら、いかに「協働実践の共有」をしていくのかといった点などが考えられる。

<協働型事業のルール概要【図3】>



イ 協働推進のための仕組み

(ア) 協働推進事業費

協働推進事業費は、地域社会が抱える課題の解決や地域特性を生かしたまちづくりを推進するため、区民の参加と協働を重視しながら、区が自主的に企画立案し実施する事業に充てられる予算で、区における総合行政の推進を主な目的としている。各区にはそれぞれ平成 19 年度は 5,500 万円の予算が組まれており¹²、安全・安心のまちづくりや子育て支援の推進、区の魅力づくり事業、地域コミュニティ施策など各区それぞれ約 30 事業を企画・実施している。

課題としては次の三つが考えられる。一つ目は協働推進事業費を活用した事業の内容の充実、二つ目はそうした事業の PDCA サイクルをより確実なものとするために、評価の仕組みの見直しを図ること、三つ目は区計画に位置付けるなど、いかに中長期的な視野をもって地域の課題解決に向けて事業費を活用していくのかという点である。

(イ) 協働型等の事業提案制度

協働推進事業費を活用する具体的な取組としては、市民が企画して区に協働型等の事業を提案することができる事業提案制度（以下「協働型等の事業提案制度」という。）がある。平成 18 年度は高津区、宮前区、多摩区、麻生区（平成 19 年度は、新たに中原区）が実施した（表 8）。

提案された事業については、大半の区で公開プレゼンテーションを実施し、外部の委員が入った審査会で事業選定を行い、区の事業として位置付けられる。また、実際に提案した市民活動団体を中心に区などが協力して実施される。

表 8 において、区の提案制度を一覧で整理したとおり、各区工夫を凝らしながら、それぞれ取組を進めているところであり、例えば本委員会でヒアリングを実施した高津区では、区民の生活者としての視点や発想を生かして、区民と区が協働して地域の課題の解決を図るものとして協働型等の事業提案制度を活用している。前年度に提案事業の募集を行い、公開プレゼンテーションの結果等を踏まえて事業選定することで、決定した事業は翌年度当初から 1 年間かけて事業を実施できるように制度設計されている。

なお、協働型等の事業提案制度に協働型事業のルールを適用することで、事業選定、施行、評価の透明性が向上するとともに協働実施の手法が明確になることが期待されている。

¹² 区の財源として広告収入額を協働推進事業費の予算に上乗せできるような仕組みの整備を行った（平成 20 年度から実施）。

<提案制度比較表（平成18年度実績）【表8】>

| | 高津区 | 宮前区 | 多摩区 | 麻生区 |
|-----------------|---|---|---|--|
| 事業名 | 高津区協働事業提案事業 | 地域の課題解決に向けた事業提案制度 | 磨けば光る多摩事業 | 多文化共生パートナーシップ事業 |
| 提案対象事業分野 | 区役所で対応可能な分野 *「子ども・子育て」「高齢者」「地域の防犯」「地域特性を生かしたまちづくり」「その他地域課題解決」に関すること | 事業実施前年度に地域の課題とその解決策（事業）を市民から公募し、審査委員会において選定（事業実施年度に実施団体を公募・選定） | 地域課題解決のため、区内で実施する公益的な事業 | 多文化共生のまちづくり推進に関するイベント、セミナー、ワークショップなどの開催、課題発見・解決に向けた研究 |
| 公募時期 | 事業実施年度の前年度 | 地域課題：前年度 実施団体：当該年度 | 当該年度 | 当該年度 |
| 応募対象者 | 団体 市内に活動場所・実績を有し高津区内を対象地域として事業を行える団体 （団体の要件は、5人以上の会員がいること、組織運営の規則を有していること、予算・決算を管理していること、1年以上継続して活動していること、政治宗教活動を目的としていないこと等） | <地域課題> 個人及び団体 *活動範囲・所在が区にあること <実施> 団体 *活動所在が区にあること *募集事業に取り組むため新たに結成された団体も可 | 個人及び団体 多摩区民（区内在住・在学・在勤・事業所がある企業・団体も含む） | 個人及び団体 *区内在住・在勤・在学の者又は区域を活動範囲とする市民活動団体区域に事務所等を有する事業者又は団体 *上記要件に該当しない場合であっても企画内容が区域内のものであれば対象 |
| 選考委員会の有無 | 有(外部委員含む) | 有(外部委員含む) | 有(外部委員含む) | 有(外部委員含む) |
| 選考基準 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 選考の方法 | 1次：書類審査（要件審査） 2次：公開プレゼンテーション 最終：区企画調整会議 | <地域課題の選定> 審査委員会による書類審査 <実施団体の選定> 公開プレゼンテーション | 公開プレゼンテーション | 事前に担当が団体に聞き取りを実施し、評価委員会で事業評価をして決定 |

| | 高津区 | 宮前区 | 多摩区 | 麻生区 |
|-------|---|--|--|-----------------------------------|
| 選考事業数 | 4 事業(19年度実施) 子育て 2 件 福祉 1 件 文化 1 件 * 子育て懇談会の開催 * 子育てコミュニティ情報誌発行プロジェクト * もの忘れ地域ネットワーク事業 * 高津区石造物等歴史資産調査事業 | 3 事業(19年度実施) * 区内の緑の回廊マップ作り * 落書き消し事業 * 中学生から「まち」を題材に映像作品募集する事業 | 4 事業(18年度実施) 環境 2 件 福祉 1 件 まちづくり 1 件 * 里山次世代育成事業 * クリーンエイド多摩川事業(多摩川の環境保全を推進するための次世代育成事業) * 共生のまちづくり支援事業(若年性認知症支援事業) * 読売ランド駅周辺まちづくり事業 | 3 事業(18年度実施) * 多文化共生に関する事業 3 件 |

取組が広がる提案制度

協働型等の事業提案制度は他の区でも広がりを見せており、例えば、中原区でも、平成 19 年度の試行実施を経て、中原区市民提案型事業を実施する。

提案対象や事業分野は、「地域で取り組む子ども・子育て支援」など「区が重点的に課題の解決に取り組む地域の課題を提案対象テーマとして区が示し、提案者は示された提案対象テーマの中から、具体的な地域の課題とその解決方法を提案する」こととしている。

また、公募時期や応募対象者、選考の方法については、宮前区と同じ手法を採用している。平成 19 年度は、平成 20 年度に取り組む三つの課題を選定している。

(3) 協働推進の施策整備等の目指すべき方向性

(1)及び(2)のとおり、市は協働の推進に向けた環境整備として協働型事業のルールづくりや市の仕組みを構築してきたが、協働推進の施策を一層推進していくため、次のような取組が期待される。

ア 協働推進施策の周知等

市民活動支援施策については、市民活動支援指針に沿って一定の整備が行われてきた。一方で、協働推進に向けた取組については協働型事業のルールを導入するなど、市民自治の形成に向けた次なる段階を迎えている。

今後は、協働型事業のルールなどを広く活用していくために、市で具体的な事例を整理して「協働実践の共有」を推進する必要がある。

また、市や市民活動センター等を通じて、協働型事業のルールに関する市民向けの講座や、協働に関するテーマを取り上げてワークショップを行うなど、市民に対して継続して情報発信し、施策の周知を進めていくことが求められている。

イ 協働型事業の推進のための環境整備

既に区の協働型等の事業提案制度においては、PDCA サイクルに沿って事業の選定過程、実施過程、評価過程等を公表している。

今後は協働型事業のルールの対象となる事業を整理し、その適用状況などについて検証をしていくこととされている。一層効果的な取組につなげていくとともに、市民にとっても協働しやすい環境整備の推進が期待される。

ウ 中期的な視点による協働事業の推進

平成20年度からは、これまで主に単年度ごとに企画されていた区の事業を、3年間の新総合計画の実行計画における区計画¹³に位置付けることで、区における企画立案から事業実施の評価のサイクルを確立し、区役所機能の強化につなげることにしている。この中には、区民会議で選定された審議事項や区の課題として整理したものに対応する取組なども対象となっている。

事業目標等を示した区計画に基づき、協働事業を推進することで、協働の主体相互が共通の目標を持って、地域の課題解決に向けた取組を推進することが期待される。

¹³ 区計画とは、各区における地域の課題解決に向けた取組、地域の個性を生かした魅力あるまちづくりに向けた取組及び市民サービスの一層の向上をめざした取組など、地域における市民の参加と協働の拠点として、各区が取り組む具体的な事業をまとめた区の実行計画である。

エ 協働に関する事業調整のための仕組みの構築

協働事業を実施する際には、局区間の調整も必要になる。後述¹⁴する予算調整の仕組み（協働推進事業費、区課題調整会議等）、局区間調整の仕組み（川崎市区の総合行政の推進に関する規則）などが整備されてきているため、そうした制度がいかに体系的に運用されるかという点が重要になってくると考えられる。また、協働事業を実施する手間や関係者との調整の多さなど作業や手続が増加していくことが想定される。

そのため、市民や市からの相談を受ける窓口の設置とともに、施策推進に向けた調整の仕組みの構築が求められる。

オ 協働施策を推進する市職員の育成

こうしたアからエまでの取組等を円滑に進めるため、市職員に対して、協働推進のための施策や市民活動の実態、協働を進めるための手法等に関する研修の充実が非常に重要な取組になってくると考えられる¹⁵。

¹⁴ p.34「区と市（局）の調整の仕組み」を参照

¹⁵ 本文 p.18「人材育成と情報の共有」の項目を参照

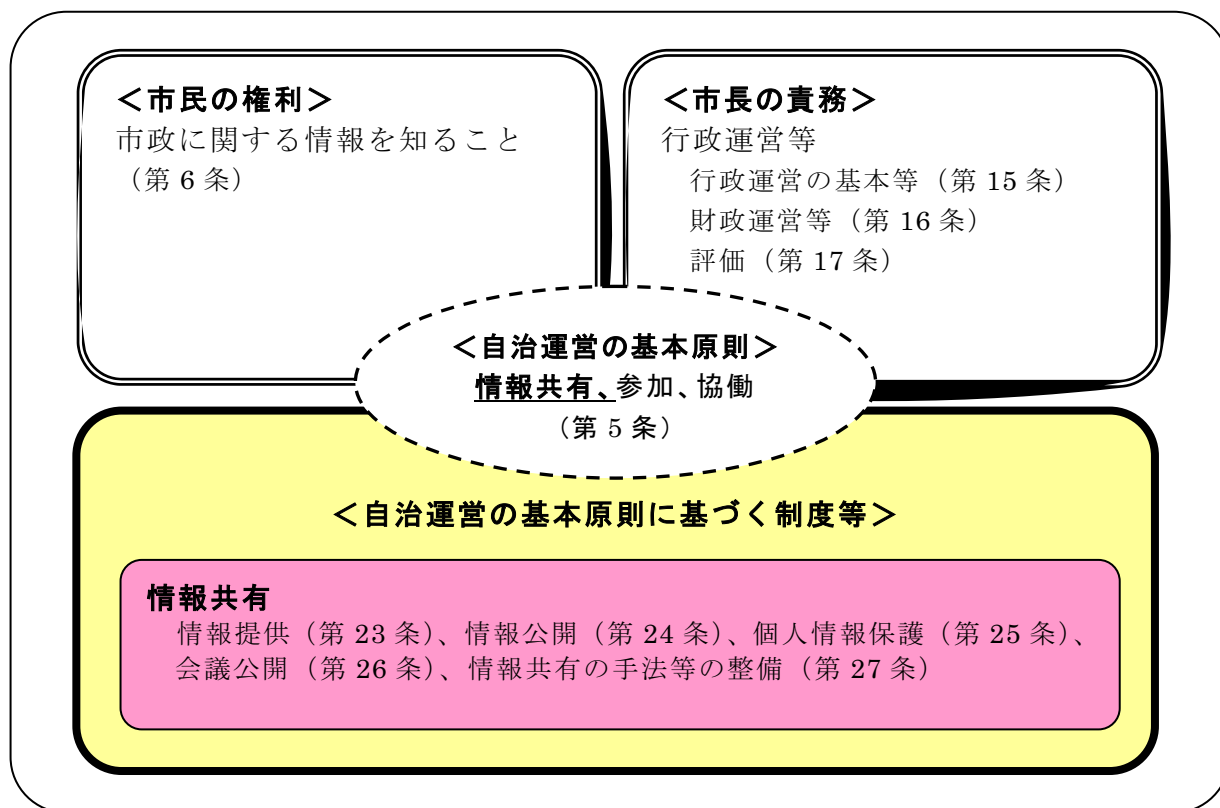
2 情報共有（第 23 条～第 27 条）

市は、情報公開制度、個人情報保護制度、会議公開制度及び次節で整理する広報、報道などの情報提供を行ってきた。特に、情報公開制度は政令指定都市で初めての取組であり、行政の透明性の向上に寄与するための市政情報の公開・提供という考え方で運営されてきた。

一方で、自治基本条例に自治運営の基本原則の一つとして情報共有が規定されたことにより、これまでの考え方に加えて、参加・協働によるまちづくりに寄与するための市民と市との情報交流＝情報共有という考え方を基本として情報を扱うことが求められている。

図 4 では、自治基本条例における情報提供や情報共有に関する規定を抜粋し、その体系を示している。

<自治基本条例における情報提供・情報共有等の規定【図 4】>



(1) 市の取組

市においては、情報公開制度を中心とした情報提供、市政だより、ホームページなどの広報媒体やマスメディアを活用した情報発信、総合コンタクトセンター等を活用した情報提供、インターネットを利用した情報発信などの手法等を用い、次のとおり市民等との情報共有を図っている。

ア 積極的な情報提供

公文書の開示手続は、情報公開条例に基づき、市民が開示請求を行い、開示又は不開示（部分開示を含む。）の諾否が決定されるが、開示請求が頻繁に行われるような情報については、不開示となるものを除き、精査をした上で、開示手続を経ず、情報提供していく取組を推進している。

また、例規集や要綱集をはじめ、契約情報、財政情報、投資家情報（IR）、各種施策情報等について市ホームページによる情報提供を推進している。

特に要綱については、平成 13 年度に市民オンブズマン（第 18 条）の発意調査に基づき意見表明された「ホームページ掲出による『要綱』公表の可能性」に対応すべく、検討を行ってきた。こうした検討の成果を踏まえて、平成 19 年 7 月には、本市の行政運営の透明性を一層高め、情報共有の原則に基づく自治運営を推進するため、政令指定都市では初めて、すべての要綱と要綱に準じた要領等を組織別、目的別に分類して、一覧形式で市ホームページ上に公表した（平成 19 年 7 月公表開始¹⁶）。これまで指摘されてきた¹⁷行政指導指針をはじめとした内規の公開や行政の透明性の向上が図られた取組と言える。今後、条例・規則と要綱等との関係を体系的に整理して、公開していくことが求められている。

その他、各局の実施している取組等に関してあらかじめ想定される質問や、実際に市民から多く寄せられた質問を F A Q（よくある質問：Frequently Asked Questions）として公表している取組などを推進している。

課題としては、政策形成過程の情報について、どの段階で、どのような質の情報を積極的に提供していくのかという整理を行うことにより、市民への情報提供の仕組みづくりを進めることなどが考えられる。

イ 戦略的な広報

市は、市民参加の市政を進めていく上で、必要な人に必要な情報を確実に提供するということを基本にしながら、主に三つの手法を駆使して情報発信している。

¹⁶ 要綱に準じる要領等については同年 11 月から公表開始

¹⁷ 宇賀克也『行政法概説 I』p.255,有斐閣,2006、兼子仁『自治体行政法入門』p.85,北樹出版,2006を参照

①「メディアミックス」の手法

広く認知されている「市政だより¹⁸」を中心に、市ホームページ、地域ポータルサイト、メールマガジン、テレビやラジオ¹⁹、公共施設等への情報コーナーの設置など、市民の多様な生活様式に対応した幅広い媒体を活用した「メディアミックス」といわれる手法

②「クロスメディア」の手法

情報を届けたい人（ターゲット層）がどのような媒体をよく利用するのかを考慮して、効果的な媒体を複合的に活用する「クロスメディア」といわれる手法

③「ターゲットメディア」を活用した手法

「フリーペーパー・フリーマガジン」などのターゲットメディアを活用し、特定の読者層に向けて発信する手法

近年は市民の市政への参加と協働の前提として、「情報の共有化」に重点が移ってきており、市民主体の市政運営の基盤として、情報公開制度とともに広報は重要な役割を担っている。

課題としては、情報を届けたい相手側の特性を踏まえた上で、市政だよりで例えると「定期的に確実な情報発信ができる点」などの特性があるように、それぞれの広報媒体が持つ特性を効果的に活用して広報をしていくことが必要になってくると考えられる。

ウ 報道機関の有効活用

一般的に市政だよりなどの広報媒体は、計画的に市民に情報提供することができるという特性がある。一方、報道機関による広報は、情報の選択をメディア側で行い、より効果的な情報発信をすることができるという特性がある。

報道担当が取材の窓口となり、「記者会見」、「投げ込み²⁰」、「個別の取材」対応の三つの手法を活用して、政策決定事項や事業、イベント、事件・事故などあらゆる市政情報を、報道機関を通じて市民に提供するとともに、直接、市ホームページ「市からの報道発表」欄で報道機関に提供した資料を公開している。また、「報道掲示板」（平成 18 年 7 月設置）で、市内の催物・イベント情報等を 3 箇月前から記者に提供し、記者の取材スケジュールの確保に寄与している。

マスメディアへの記事掲載面積については、これを新聞紙面に換算すると年間で 210 面相当となり、市の情報発信に寄与している。

¹⁸ 昭和 24 年発行開始、現在、自治会・町内会の協力や新聞折り込みを通じて月 2 回（1 日号は約 54 万部、21 日号は約 46 万部）配布。また公共施設、市内の一部の駅・金融機関などでも配布

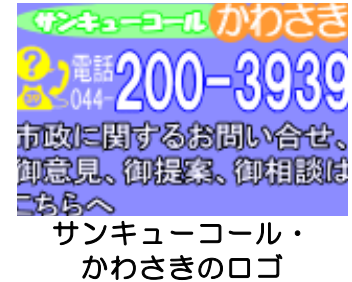
¹⁹ テレビ神奈川やケーブルテレビ、かわさき FM など市の情報番組を放送している。

²⁰ 記者クラブへの情報提供をいう。

また、マスメディアへの掲載は場合によっては非常に大きな効果がある。そのため、市の施策関連記事を数多く掲載してもらう工夫として、例えば「〇〇で一番」など施策の特徴を的確に伝えながら、他の記事に埋もれないような情報提供をすることなどが考えられる。

エ 情報提供の総合窓口の整備

市は、市民の相談、情報提供窓口の一本化＝ワンストップサービスを実現するため、総合コンタクトセンター「(愛称) サンキューコールかわさき」(平成 18 年 4 月実施)を整備した。総合コンタクトセンターでは、電話、FAX、電子メール及び手紙を通じて、イベントや施設利用に関する情報のほか、市の制度や手続等に関する問



い合わせ、市政への意見などに対応している。問合せに対しては、市・区のホームページやFAQなどによりオペレーターがその場で回答し、個人情報を含むものや市政に対する意見については所管課に引き継いでいる。今後は、本庁舎代表電話に加え、区役所総合案内電話を統合していくことにより、総合的な情報の窓口として期待される。

課題としては、平成 18 年度の開設当初は 1 日当たり 50 件程度、平成 19 年度は多い日は 100 件以上の利用があるが、市民への一層の周知が必要になってくると考えられる。

オ 民間と連携したインターネット上の情報提供

地域ポータルサイトは、生活に役立つ地域情報を集めたインターネットサイトで、市ホームページとは別に、インターネット上に行政情報の提供窓口を増やす取組の一つである。市では、地域情報を集めた「まいぷれ」、ユーザー参加型地域情報サイトの「川崎タウン」、事業者向けサイトの「ビズループかわさき」、横浜などの情報を含む広域情報を発信する「田園都市ドットコム」の民間 4 事業者の地域ポータルサイトと提携し、各サイトの趣向に合う行政情報を選択しながら、民間情報と一体的に発信している。

また、宮前区では先行的に「みやまえぼーたろう²¹」という地域ポータルサイトを立ち上げて、地域の民間情報と行政情報を一つのサイトから取得できる仕組みを整備している。

²¹ 「みやまえぼーたろう」 URL : <http://miyamae-portal.net/>

株式会社フューチャーリンクネットワークが市と協定を結び運営している地域情報サイト。掲示板(BBS)機能「誰か教えて」や、同じ興味を持つ人たちとのコミュニケーションをとるきっかけづくりができる登録制SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)機能「宮前井戸端会議」など、情報共有を促進する可能性を持ったホームページとなっている。

全市版地域ポータルサイト、みやまえぼ一たろうの両者とも、所管課の職員が直接、複数のポータルサイトに情報を発信できる仕組みが整備されている。

地域の民間情報と行政情報が一つのサイトに集約されることで、例えば行政イベントと民間イベントが一元的に閲覧できるなど、市民が効率よく情報収集ができるようになる利点がある。

課題としては、市との連携により地域ポータルサイトのアクセス数は増加傾向にあるが、認知度を高めるための広報を進めるとともに、市民・企業などの情報ニーズの把握を行い、より魅力的で利用しやすいサイト整備を推進していく必要がある。

(2) 市民と市との情報共有に向けた目指すべき方向性

(1)のとおり、情報共有のための仕組みは整備されつつある。しかし、市政情報は、情報共有に関する市民の権利を具現化すべく、情報を必要としている市民に確実に届いているのだろうか。ここでは、取組の現状と課題を踏まえて、市民と市との効果的な情報共有に向けた取組の方向性を検討した。

ア 情報提供

第6条には、第1号に「市政に関する情報を知ること」、第2号に「政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること」が規定されており、市は政策の形成、実施及び評価の各過程における参加を推進するためには、更なる情報提供が求められている。市政情報を整理して、情報公開制度を的確に運用することや、分かりやすく情報を提供していくことが期待される。

(ア) 政策形成過程に係る情報の提供

政策形成過程の情報については、詳細の説明がなく公表されることで混乱を招くリスクがある。また、政策形成過程の早期の段階で情報提供しないことにより生じるリスクもある。市民との情報共有を行い、参加や協働を図っていくためには、適正なリスク管理により、所管課が責任をもって迅速に情報提供できるように、一定の考え方を整理した上で情報提供していく仕組みを構築することが期待される。

現在の取組としては、パブリックコメント手続条例に着目したい。これは政策の策定段階で市民に意見を求め、計画や条例など政策等の策定過程への参加を推進している制度である。意見募集の際に意見が提出しやすいように、関連資料や情報を提供する規定がある（同条例第5条）。その意味では、同手続の過程で提示される情報は政策形成過程の情報であり、通常はリスク管理できる段階で意見募集が行われる。関連資料の内容は、事案ごとに応じた各局の裁量に

任されており、市民意見を反映できる段階で、市民にとって有益な関連資料をどのように提示できるのかということが同手続の課題でもある。

検討が未成熟な段階にある情報を提供する場合のリスクと、政策形成過程における早い段階での情報提供の効果についての比較考量をすべて各局の裁量に任せるのではなく、そうした情報の取扱いの基準を整備していくことが、**第23条「情報提供」**の趣旨と言えるだろう。

(イ) 戦略的な情報発信の拡充

情報の適切な発信という点では、多様な市民層のきめ細かいニーズに応える情報がきちんと届けられているかという課題がある。例えば、地域と関わりの少ない若年層に対して地域に関心を持ってもらうため、世代間交流の機会を求めている子育て世代に対してそのニーズに対応するためなど、多様な市民層のニーズに合わせて対象別にきめ細かい広報活動、情報提供に向けた取組の拡充が求められている。

最近では、マスメディアや地域ミニコミ誌、インターネットなど、様々な媒体を複合的に活用するミックスメディアの手法や情報の受け手の特性をよく理解した上で行うクロスメディアの手法も取り入れられているが、少しでも市民に対して市政情報に興味をもってもらう取組を推進する必要がある。更に各局が独自の情報発信を効果的、効率的に行えるような環境整備や仕組みづくりも必要である。

また、発信したい情報の受け手の特性に応じて、その人たちが受ける公共サービスを提供する際に合わせて各種情報をパッケージとして提供するという工夫も考えられる。

イ 必要な情報にアクセスしやすい情報共有の手法等の整備

情報共有の在り方については、市政情報の受け手である市民が、いつでもどこでも情報を得られる環境を整えておくことが理想である。そうした環境整備を図るため、次のような取組が考えられる。

(ア) インターネットの活用の拡充・推進

市政だよりは、市民への浸透度が高く特集を組むなど効果的な広報媒体ではあるが、一度に掲載できる情報量に限界がある。一方、インターネットを活用することで、送り手がホームページ等を通じて任意の量の情報を一度提供すれば、受け手がインターネットを使える環境下において好きな時間や場所でその情報を取得できるようになる。そうした意味でインターネットの活用による情報提供を一層分かりやすく丁寧に行う必要がある。

加えて、市ホームページ等から大量の情報が提供されている現状を踏まえ、目的の情報を探しやすいホームページづくりに向けて、シンプルな画面構成や情報の整理による閲覧性の向上とともに、キーワードの活用による検索性の向上を図るなど、継続的に改善していく必要がある。

(イ) 情報コンシェルジュ

市政に関する情報は膨大であるとともに、様々な分野にわたるため、ニーズが出てきたときに情報をつなぎ合わせる取扱窓口のような機能、機関があると市民の利便性が向上するのではないかと。いわば「情報コンシェルジュ」(案内人)のような仕組みが求められる。

市は、総合コンタクトセンターを設置しており、それを、いわゆる「情報コンシェルジュ」といったような仕組みとして活用できるのではないかと。市民に対して、総合コンタクトセンターの利便性を **PR** し、広く活用してもらうこととともに、市が総合コンタクトセンター等で受けた「市民の声」を整理し、引き続き必要に応じてそれを施策に反映できるよう取組を充実していくことが期待される。

3 区民会議（第 22 条）

市においては、第 22 条の規定に基づき、参加及び協働による地域の課題解決を目的として調査審議する区民会議を、次のとおり設置している。

(1) 区民会議の仕組み

ア 設置の根拠

自治基本条例は、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加と協働による暮らしやすい地域社会を築くため、第 19 条「区及び区役所の設置」とともに、第 22 条で「区民会議」について規定しており、市は、その規定に基づき区民会議条例を制定した。

イ 目的及び取組

区民会議は、区民の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行う（区民会議条例第 1 条）機関である。

これまで、各区において、整理した地域の課題の中から優先的に調査審議すべき課題を選定するとともに、全体会議と専門部会等を通じて、課題解決に向けた取組を行ってきた。

ウ 審議結果と区の役割

区は、審議結果を踏まえて、区民会議で選定された地域の課題について、「区民が自主的に取り組む課題」、「区民と区役所の協働で取り組む課題」、「区役所又は関係局など主に行政が担うべき課題」などの類型に整理し、区計画の策定や予算編成と連動させて地域の課題解決の実効性を確保するなど、区民との協働の推進及び関係局との連携等に必要な取組を行っている。

エ 地域の課題解決に向けた予算措置

主に区民と区の協働による取組として選定された事業については、前述の「協働推進事業費²²」も活用しながら実施している。

特に、一部の区では、公共的・公益的な課題に対して区民が企画提案、実践を行う協働型等の事業提案制度²³を創設し、広く市民の視点からの、地域の課題解決に向けた協働の取組を推進している。

オ 区と市（局）の調整の仕組み

「区又は関係局など主に行政が担うべき地域の課題」とされるものについては、

²² 詳細は、本文 p.22 「協働推進事業費」の項目を参照

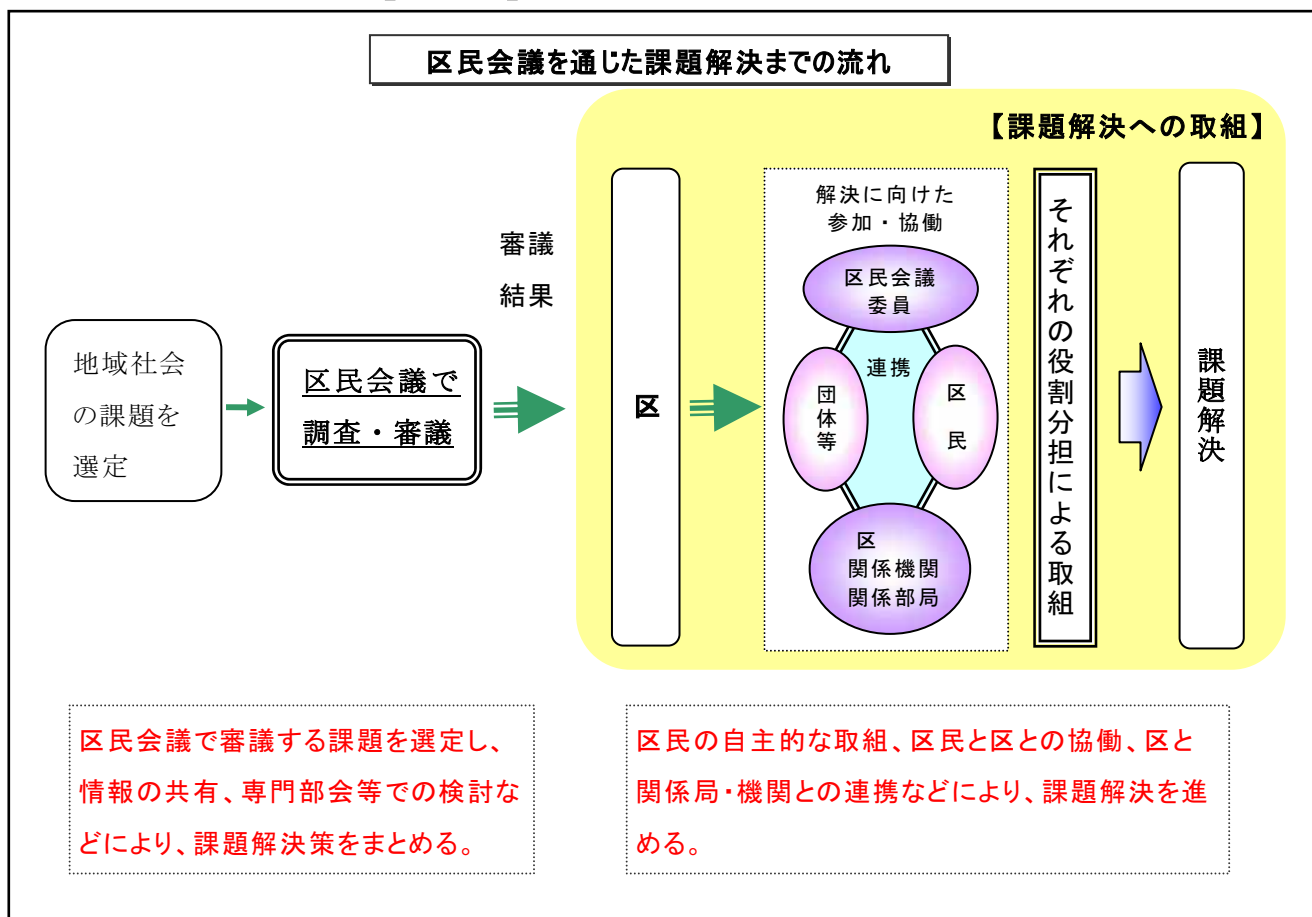
²³ 詳細は、本文 p.22 「協働型等の事業提案制度」の項目を参照

市が主要な地域の課題として位置付け²⁴、「区の課題解決に向けた取組の予算」として予算を計上し、財源面から実効性を担保しようと工夫している。

また、これまで情報の共有や予算付け等に課題があった局区間の関係について、「区における総合行政の推進に関する規則」を制定（平成 18 年 4 月施行）し、局区間の課題調整、予算調整、財源調整等を円滑に進める仕組みの整備を行うことで、暮らしやすい地域社会の形成に向けて区における総合行政の推進を図るとともに、区民会議との関係では、審議結果の具現化に努めている。

図 5 では、区民会議を通じた課題解決までの流れについて、大まかなイメージを示している。

< 区民会議の仕組み【図 5】>



²⁴ 局区間調整を行った結果、平成 19 年度は、放置自転車等対策事業や緑化推進施策、市民活動支援施設活用事業など 18 事業（予算総計 5 億 6 千万円）が選定された。

(2) 各区区民会議の取組状況

区民会議の仕組みは区民会議条例に規定されているが、取り上げる課題や調査審議の手法等については、各区の運用に任されている。各区の運営状況とともに、本委員会でヒアリングを実施した区における特徴的な取組について、次の表 9 のとおり整理した。

<各区区民会議の運営状況一覧【表 9】>

| | 川崎区 | 幸区 | 中原区 | 高津区 |
|--------------|--|---|---|---|
| 全体会議での主な審議課題 | <p><平成 18 年度></p> <p>①区のイメージアップ</p> <p>②子供の安全・安心を中心とした地域子育て支援</p> <p><平成 19 年度></p> <p>①地域コミュニティの充実</p> | <p><平成 18 年度></p> <p>①地域防災活動の推進</p> <p>②魅力づくりと市民活動の推進</p> <p>③健康で生きがいのもてる地域づくり</p> <p>④安心して子育てできる環境づくり</p> <p><平成 19 年度></p> <p>①身近な地域での高齢者の健康づくり</p> <p>②安心して子育てできる環境づくり</p> <p>③地域でのごみ減量・リサイクル</p> <p>④自転車に係わる交通安全</p> | <p><平成 18 年度></p> <p>①地域で支える高齢化社会</p> <p>②地域の安全・安心をどう守るか</p> <p>③地域の中の商店街</p> <p><平成 19 年度></p> <p>①地域に参加し、地域で学ぶ</p> <p>②地域で取り組む環境対策</p> | <p><平成 18 年度></p> <p>①子ども・子育て支援</p> <p>②放置自転車問題</p> <p>③安全・安心のまちづくり</p> <p><平成 19 年度></p> <p>①安全・安心のまちづくり</p> <p>②環境まちづくり</p> |
| 専門部会等の設置状況 | <p><平成 18 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹事会 ・子育て支援部会 ・イメージアップ部会 <p><平成 19 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹事会 ・地域防災部会 ・シニアパワー部会 | <p><平成 18 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心・すこやか部会 ・子育て・環境・魅力づくり部会 ・企画運営部会 <p><平成 19 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心・すこやか部会 ・子育て・環境・魅力づくり部会 ・企画運営部会 | <p><平成 18 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営部会 ・協働推進事業検討部会 <p><平成 19 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営部会 ・協働推進事業検討部会 | <p><平成 18 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前検討会議 ・正副委員長会議 <p><平成 19 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前検討会議 ・正副委員長会議 |
| | 宮前区 | 多摩区 | 麻生区 | |
| 全体会議での主な審議課題 | <p><平成 18 年度></p> <p>①地域防災力の向上</p> <p>②高齢者福祉</p> <p>③子育て支援</p> <p>④地域におけるコミュニティの形成</p> <p><平成 19 年度></p> <p>①地域防災力の向上</p> <p>②地域におけるコミュニティの形成</p> | <p><平成 18 年度></p> <p>「多摩区の魅力づくり」</p> <p>①区民情報ひろば</p> <p>②まちおこし</p> <p>③こどもの外遊び</p> <p><平成 19 年度></p> <p>「多摩区の魅力づくり」</p> <p>①区民情報ひろば</p> <p>②まちおこし</p> <p>③こどもの外遊び</p> <p>④市民活動支援拠点の拡充</p> | <p><平成 18 年度></p> <p>「心が響きあう地域づくり」</p> <p>①子どもの見守り～地域のつながり「あいさつ」がはじまり～</p> <p>②地元農産物と地域の交流</p> <p><平成 19 年度></p> <p>「心が響きあう地域づくり」</p> <p>①地元農産物と地域の交流</p> <p>②高齢者</p> | |
| 専門部会等の設置状況 | <p><平成 18 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉部会 ・子ども部会 ・明日のコミュニティ部会 ・企画部会 <p><平成 19 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・明日のコミュニティ部会 ・地域防災部会 ・企画部会 | <p><平成 18 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働推進部会 ・区民情報ひろば部会 ・まちおこし部会 ・こどもの外遊び部会 <p><平成 19 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働推進部会 ・区民情報ひろば部会 ・まちおこし部会 ・こどもの外遊び部会 | <p><平成 18 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画部会 ・農の専門部会 <p><平成 19 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画部会 ・農の専門部会 ・「高齢者」専門部会 | |

ア 区民会議と市民活動団体との連携に関する事例

中原区区民会議では、実際に地域で活動している区民に対して、自身が活動している中で抱えている問題点や地域や行政からどのようなサポートが必要なのかなどを事前に取材している。そして審議の場で、取材した内容をビデオ映像により報告するとともに、課題に係る関係者からの区民会議での講演により、課題に対する共通認識を図り議論を深めている。

また、報告された活動を、更に地域に広げていくには、区民会議として何ができるのか等について、具体的な議論を行っており、その議論の結果を実際に委員が地域や出身母体である団体に情報提供している。こうした取組により、区民会議の議論が地域に広がりを見せていると考えられる。

イ 市民の参加を促すための情報発信に関する事例

宮前区区民会議では、区民会議について区民と情報共有し共通理解を図るため、平成 19 年 3 月に区民会議フォーラムを開催した。フォーラムでは、「区民会議の意義と役割（区役所職員）」「平成 18 年度に審議してきた地域の課題とその解決策（専門部会長）」「地域の課題解決にあたっては誰がいつどうやって取り組むのか（区長）」等について、報告がなされた（カッコ内は報告者）。

麻生区区民会議では「心が響きあう地域づくり」をテーマとして掲げ、区民同士が分かり合えるような地域をつくるという観点で個別テーマを設定している。

その実践として、市政だよりや区のホームページでの広報や、タウン誌や一般紙への掲載を働きかけるなど会議の開催状況など区民会議の取組に関する情報を広く発信するとともに、区役所内への区民提案箱の設置や会議傍聴者へのアンケート等を通じて、常時、区民や委員から区民会議での検討課題を募集している。

ウ モデル事業を実施する事例

多摩区区民会議では「多摩区の魅力づくり」を大きなテーマとして掲げ、地域の中で豊かな生活が営めるよう、次の三つの専門部会と、「協働推進事業」等について調査審議を行う「協働推進部会」を設けている。

①「区民情報ひろば部会」では多摩区の地域情報を区民が交流・提供しあう仕組みづくりに向けた取組、②「まちおこし部会」では駅前広場等を活用して、音楽や文化の発表を行うことによりまちづくりにつながるような具体的な実践に結びつける取組、③「こどもの外遊び部会」では自然環境の中で子どもの知育や子育てを楽しむ場を地域でつくる取組を進めている。

情報共有を密にするためミーティングを積極的に開催している点や、区民会議で取り上げられたテーマについてモデル事業の実施による検証を交えながら調査審議を行っている点が特徴である。

モデル事業は、企画から実施まで区民会議が主体となって取り組んでいる。一方、区は、モデル事業実施場所の使用に当たっての関係行政機関との調整などを行っている。

(3) 課題整理とその解決に向けたケーススタディ

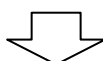
本委員会では、ケーススタディとして区に対してヒアリングを実施するとともに、区民会議に関する現状把握と課題整理のため、各区区民会議委員及び事務局である区に対して、課題調査を実施した²⁵。この調査は、自治運営の基本原則（情報共有、参加及び協働）の視点から、地域の課題の「集約・選定」、「検討（調査審議）」、「解決に向けた取組」の各プロセスにおける運営上、制度上の課題について、区と区民会議委員を対象として行った。

<区民会議に係る調査結果概要>

ア 地域の課題の「集約・選定」段階における課題

| | |
|---|---|
| ① | 課題に関するアンケート回収数や意見が少ない。区民からの幅広い意見集約が必要 特に若年層の関心ごと、ニーズ把握が必要（★） |
| ② | 課題選定の際、特定の分野に偏在しないよう、公平性を確保することが必要 |
| ③ | 課題は、市全体の問題や身近なコミュニティの問題が多く、区全体の課題として集約することが必要（★） |

(注) 「★」印：区民会議委員からの意見、無印：区、区民会議委員双方からの意見



A「区民会議が選定した地域の課題の的確性や分野のバランスの確保の必要性」

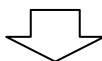
²⁵ 資料編 p.63～66 を参照

イ 地域の課題の「検討・審議」段階における課題

| | |
|---|--|
| ① | 分野別の討議になる傾向にあり、その場合、既にその課題に取り組んでいる団体等がある場合、区民会議での審議が屋上屋をかす恐れがある（★） |
| ② | 多様な活動分野から選出された委員間では、選定した課題に関する経験や情報の差があることや、時間的制約から、委員間での課題の共通認識の形成が必要 |
| ③ | 会議開催数や時間的制約から、議論の深まりが不十分になる場合がある（★） |
| ④ | 専門部会等と区民会議全体会の連携、情報共有が課題 |
| ⑤ | 委員同士の自発的な情報共有の活発化が課題（■） |
| ⑥ | 区と局との間で、区民会議の仕組み等に関する共通の理解が不十分（■） |
| ⑦ | 夜間開催は子育て世代の参加が得にくく、土、日曜日は団体の活動日と重なり参加が難しくなるなど、共通の日程調整の難しさがある。 |
| ⑧ | 解決策の検討まで至っていない |
| ⑨ | 区民・団体との連携はまだ限定的。検討・審議の段階から区民・団体を巻き込んでいくなど、取組に対して間接的な参加、協働を促す仕組みが必要 |

（注）「■」印：区側からの意見、「★」印：区民会議委員からの意見

無印：区、区民会議委員双方からの意見



B

委員間での共通認識の形成の必要性

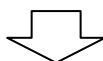
共通の会議日程の設定の難しさ

検討・審議の段階からの区民・団体との連携を促す仕組み構築の必要性

ウ 地域の課題の「解決に向けた取組」段階における課題

| | |
|---|---------------------------------------|
| ① | 区民等を巻き込む大きな動きにはいたっていない。団体等との連携も限定的 |
| ② | 課題や取組に対する委員間の共通認識の形成が不十分（★） |
| ③ | 区民会議が課題解決まで担うのか、区民会議の役割を含めた実施主体の整理が必要 |
| ④ | まちづくり推進協議会等の団体と、区民会議との役割分担が不明確 |
| ⑤ | 区民会議の調査審議内容と地域の自主的な課題解決の取組との連携が課題 |
| ⑥ | 地域の自主的な課題解決の取組を区役所が支援していく仕組みづくりが不十分 |
| ⑦ | 市全体で取り組むべきものと、区単独で取り組むことのできるものの整理が不十分 |

（注）「★」印：区民会議委員からの意見、無印：区、区民会議委員双方からの意見



C 「地域の課題解決に向けた取組を実施するための仕組みの不十分さ」

(4) 区民会議（第 22 条）に関する調査結果の検証

調査結果から明らかになった特徴的な課題は、次の 3 点であった。

- A 「区民会議が選定した地域の課題の的確性や分野のバランスの確保の必要性」があり、区民会議の取組をもっと広く区民に知ってもらふ必要性を指摘した意見が多かったこと。
- B 「検討・審議」過程において、時間的制約等がある中で、多様な活動背景を持つ委員同士が課題に対する「共通認識の形成」を図ることの難しさなどがあり、よい手法を模索している状況であることが分かったこと。
- C 区民会議が、参加及び協働による区における課題の解決を目的として設置された機関であることから、「地域課題の解決に向けた取組」への具体的な仕組み、手法等を求める意見が多かったこと。

以上を区からのヒアリング結果と併せて考えると、**課題 A** について参考になる取組としては、宮前区における区民会議フォーラムの開催、麻生区におけるタウン誌や一般紙への掲載の働きかけなど、区民が参加し、区民会議の課題等について意見交換ができる機会を設けたり、行政情報を民間情報と一緒に発信したりして、広く市民の目に触れる情報発信手法を工夫していることなどが挙げられる。また、**課題 B** について参考になる取組としては、中原区における、ビデオなど映像資料を活用した分かりやすい報告に基づいて区民会議で議論することで、地域の課題や取組のイメージの共有化が図られていることが挙げられる。さらに、**課題 C** については、多摩区における、ミーティングを積極的に開催する取組やモデル事業の実施による検証を交えながら調査審議を行っていることが挙げられる。

こうした取組事例を各区の区民会議で共有するとともに応用して、それぞれの取組が一層充実していくことが期待される。

(5) 区民会議の目指すべき方向性

(1)から(4)までに述べたように、本格実施からおおむね 2 年を経過した区民会議については、様々な課題を浮き彫りにしながらも、自治の実践の場としての役割を十分果たしていると言える。ここでは、それらの取組状況と課題等を踏まえて、その方向性を検証した。

ア 自治の実践につながる区民会議の運営

区民会議は、自治の実践の場であって、その運営を行政が決めるべきではなく、委員の主体性を尊重することが大切である。現在は、区民会議の形をつくっている段階であり、情報共有を重点的に取り組んでいるところ、モデル事業の実施といったアクションに力を入れているところなど多様である。

試行錯誤しながらも、区とともに区民会議委員が区民会議の運営を実践し、学び合うことで、自治の水準が上がる。各区の多様性を踏まえて市民が自ら、自分たちの区のモデルを模索することこそが自治の原点である。

そうした意味で、各区の区民会議における多様性は大いに意味があると考えられる。

イ 広い区民の関心の獲得

A「集約・選定」段階における「区民会議が選定した地域の課題の的確性や公平性の確保についての課題」、C「解決に向けた取組」段階における「地域の課題解決に向けた取組を実施するための仕組みの不十分さ」は、いずれも区民会議に関する区民・団体の認知度や参加意識の不十分さが原因の一つであった。

地域の課題解決に向けては、区民会議委員の取組に加えて、様々な地域活動団体、グループや区民等に関心や共感を持ってもらうとともに参加・連携してもらうことが望まれる。区民会議を通じて多くの区民が意見交換をするとともに、連携し合う場として開かれた会議が形成できるかが問われている。

そのためには、引き続き、区民会議の取組内容をPRすることが求められる。具体的には、マスメディアに取り上げられるように内容を分かりやすく発信する工夫をしたり、多様なメディアを活用して情報発信したりしていくことが効果的である。

ウ 委員同士の情報共有

多様な活動分野を担う区民同士での情報共有は、問題意識の違いや活動体験の違いなどにより難しさを伴うことがある。「検討・審議」過程における課題として、限られた回数で、多様な活動分野から選出された委員間で実効性のある議論をすることの難しさが指摘されていた。

そうした中で、効果的に調査審議を進めていくためには、委員同士が、地域の課題や区内の活動団体の取組状況について十分に情報を共有していくことが重要である。

委員がそれぞれ持っている活動情報や課題に関する情報等を報告し合ったり、各専門部会等で審議された内容など基本的な情報を整理して配布したりすることにより委員間で共有していくことが求められる。

また、分かりやすい資料を事前に提供する取組や、審議時にファシリテーションの手法²⁶を活用することなど、会議運営や議論の進行に関する技術的な工夫を行うことも情報共有を推進するための一つの方法である。

²⁶ 会議の場などで、中立的な立場から、発言を促したり、話の流れを整理したりすることで参加者の相互理解を促進し、合意形成に導く手法・技術・行為の総称（参考：フリー百科事典『ウィキペディア』）

エ 関係団体との連携

地域の課題解決に向けた取組を実施し、区内に広げていくためには、区民会議の委員のみでなく、関係団体と連携して取組を推進していくことが重要である。

また、「検討・審議」段階から、「解決に向けた取組」段階で取組を広めていく担い手を想定し、連携をしていく必要がある。

区民会議委員が、自らの出身母体に区民会議で審議された内容等を持ち帰って自らの活動に反映させていくとともに、区民会議のネットワークを通じて市民活動団体等の活動を点から線、線から面へつなげられれば一層効果的である。日ごろからネットワークづくりを図ることなどにより、委員が自らの出身母体からの参加や、活動に関係している人を含め多くの区民に地域の課題が共有化されるとともに区民会議の取組が広まっていくことが期待される。

その中で区民会議は、地域の課題解決に向けて、まちづくり推進組織などの団体と互いに連携し合って、区内の様々な活動を有機的に結び付けていく役割を果たすことなどが期待される。

オ 各区の区民会議の交流

各区の区民会議同士が学び合いながら、取り組んでいくということも大切である。区民会議は地域の身近なテーマを扱うが、横のつながりができることで、これまで区単位では見えてこなかった地域の課題解決の手法などが新たに見えてくる可能性もある。各区がお互いに協力し合って取組を発展させていくような形も求められる。

カ 地域の課題解決に向けた取組を実施する仕組みづくり

課題解決に向けた取組をどのように推進していくのかという課題は、担い手の問題や地域の課題に対する共通認識の形成、地域住民組織や市民活動団体など地域で活動する団体と区民会議との連携の推進など複数の課題が絡んでいるが、取組の実施を意識した審議や、取組の実施を担保する仕組みづくりが期待される。

特に地域の課題解決に向けた取組の担い手として、いかに広く地域で活動する団体との連携を得られるかということがポイントになる。区民会議は区民による地域の課題解決の場であるとともに協働の場でもある。その機能を充実させていくためには、多摩区の事例のように区民会議がモデルとなる取組を行うことも考えられる。

また、区は、区民会議と地域で活動する団体とが情報共有しやすい環境を整備するなど取組を実施しやすくするための仕組みづくりを推進することが求められる。さらに、市全体の中でも区民会議に対する機能や役割についての認識を共有し、協力連携体制を強化していくことが期待される。

IV 市民自治の推進に向けた10の提言

以上の取組や方向性などを踏まえて、本委員会では、自治基本条例に基づく市民自治の推進に向けて、効果的な手法や仕組みなどについて、「総合的な自治の醸成」、「協働のまちづくり」、「情報共有」及び「区民会議」の項目に整理し、次のとおり10の提言を取りまとめた。

<総合的な自治の醸成>

1 自治に向き合う職員の育成

2 自治意識の醸成

<協働のまちづくり>

3 協働実践の共有

4 協働推進施策の整備

<情報共有>

5 政策形成過程の情報共有の推進

6 ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築

7 情報コンシェルジュ機能の充実

<区民会議>

8 区民会議の情報発信の推進

9 区民会議と関係団体との連携の推進

10 各区区民会議の交流の推進

＜総合的な自治の醸成＞

1 自治に向き合う職員の育成

市が自治基本条例の理念に基づき様々な施策を効果的に展開していくためには、市職員の一人ひとりがその理念を十分に理解する“市民自治に向き合う職員”としての基本的な考え方やスキルを身につけることが求められている。

そのためには、自治基本条例の理念を踏まえて、新規施策の実施や既存施策の見直しができるような知識、経験、能力等を備えるため、座学研修に加えて、人事交流などOJTによる実践の場を活用した人材育成を体系的な仕組みとして構築していくことが必要である。

その一環として、市職員のキャリア形成を行う上で、区役所をはじめとした実践の現場に配属するなどのプログラムを体系化していくことも重要である。

2 自治意識の醸成

市民自治を推進していくためには、自治を自分自身の問題として育む自治意識の醸成に取り組んでいくことが求められる。

そのためには、身近な自治を体験することが効果的である。例えば、生涯学習や様々な地域活動の場を通じて、身の回りで行われている自治の取組を体験できるきっかけづくりを行うことや、学齢期から自治の理念や取組事例などを取り入れた副読本などを活用して、自治のイメージを持ってもらう機会を設けることなどが挙げられる。

長期的視野に立って考えると、まずは地域社会や子どもの教育の場面を通じて、自治に関する知識を育むことなどにより、将来大きな自治の力となることが期待される。

シニア世代や子どもをはじめ、市民が、地域での活動に参加したり、日常生活で当たり前のように行われている自治の取組を考えたりするきっかけづくりを行うことなどにより、自治意識を醸成していくための環境整備を図ることが必要である。

＜協働のまちづくり＞

3 協働実践の共有

市が、協働の取組を更に進めていくためには、各局区が協働の取組を共有していくことに加えて、多くの市民との間で「協働実践の共有」を図ることが効果的である。

そのためには、協働型事業の実践などを通して、市と市民との役割や責任の分担、調整の方法など、協働の形を具体的に示していくとともに、協働型事業の情報やイメージを共有し、着実に共通認識を深めていくことが重要である。

4 協働推進施策の整備

市においては、区による協働型等の事業提案制度の実施や、協働型事業のルール
の策定を行っており、そうした取組により、今後多くの地域の課題を解決に結び付
けていくことが求められている。

そのためには、**第 32 条**に基づき協働型事業のルールや区における協働型等の事業
提案制度を円滑に運用し、結果の検証を適切に実施するとともに、協働に関する相
談や事業調整の仕組みを構築・運用することが重要である。

また、地域における市民協働拠点としての区役所機能の充実が期待される。

<情報共有>

5 政策形成過程の情報共有の推進

第 6 条では、市民の権利として「市政に関する情報を知ること」や「政策の形成、
執行及び評価の過程に参加すること」を保障することが規定されており、政策の形
成過程においても市民の市政への参加の一層の推進を図るため、政策形成過程の情
報共有を推進していくことが求められている。

そのためには、施策の背景や意思決定の材料となった情報、加工されたり集計・
分析される前の一次情報なども含む政策形成過程の情報等のうち、提供すべき情報
の種類などについて基準を整備した上、可能な限り、積極的に情報提供していくこ
とが重要である。

6 ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築

インターネットを活用するホームページやメールマガジンなどの情報発信は、市
政だより等の紙媒体によるものを補完する役割を果たすとともに、今後は、様々な
市民に確実に情報を届ける役割を担うことが求められている。

そのためには、市政だより等の全世帯を対象とし、計画的に情報を発信する手法
と併せて、世代や地域などのターゲットを見据えながら、情報を届けたい相手が日
ごろからどのような媒体で情報を得ているかなどの特性をよく理解した上で情報発
信する、「クロスメディア」の手法等を更に活用していくことが重要である。

7 情報コンシェルジュ機能の充実

市政情報は膨大であるとともに様々な分野にわたっており、市民が必要とする情
報の有無や所在、知るための手法が市民の身近なところで分かりやすく整備されて
いる必要がある。

そのためには、例えば、日常生活に関する情報や審議会等の開催状況、議論の内
容などを含めた情報などについて、市民に分かりやすく、体系的に整理して提供す
る手法を、インターネットなどの活用により構築するとともに、市民に必要な情報

まで案内する「情報コンシェルジュ」としての機能を総合コンタクトセンターなどにおいて充実させていくことが重要である。

<区民会議>

8 区民会議の情報発信の推進

区民会議は、参加と協働により地域の課題を自ら解決していく実践の場として、また、より多くの区民が意見交換し、連携し合う場として機能することが必要である。

そのためには、現在行っている区民会議に関する取組、課題等についてのフォーラムの開催や独自の広報紙の作成などに加えて、今後はあらゆる機会や様々な広報媒体等を活用し、継続的に PR や広報を行うことにより、更なる区民会議に関する情報の共有化を図り、多くの区民に支えられる開かれた会議となっていくことが重要である。

9 区民会議と関係団体との連携の推進

区民会議には様々な団体が調査審議に参加しており、これまで活動してきた経験やノウハウ、ネットワークなどを提供しあうことができる委員構成になっている。地域の課題解決に向けて、そうした多様な背景を持った委員が、自らの出身母体や関係団体と更に連携して取組を推進していくことが必要である。

そのためには、区民会議委員が、自らの出身母体を巻き込んで取組を広げていくとともに、委員のネットワークを通じて、また、区民会議の事務局において、区民会議と地域をつなぐコーディネーター機能を強化して、市民活動団体等の活動を点から線、線から面へつなげて、地域の課題解決に向けた糸口をつかむことが重要である。

10 各区区民会議の交流の推進

区民会議においては、地域の課題解決に向けた取組を進めていくために、各区の区民会議委員同士が交流するとともに、相互に連携を図ることも必要である。

そのためには、例えば、区民会議委員同士で情報交換を行い、学び合う場などを設定したり、また、区民会議が互いに課題解決の成功例などを持ち寄り、それらを生かしながら地域の課題解決に向けた取組を発展させていくことが重要である。

資料編

川崎市自治推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の在り方に関して調査審議することにより、市民自治の確立に寄与することを目的として、川崎市自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の実施の状況に関すること。
- (2) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加又は市民との協働の原則に基づく制度等の課題に関すること。
- (3) その他自治運営の基本原則に基づく制度等に係る必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合企画局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月30日から施行する。

第1期自治推進委員会委員の構成

[委員の構成]

委員会は委員6人以内をもって組織し、委員は市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱した。第1期の委員は、次表のとおりである。

(敬称略)

| 氏名 | 役職など |
|--------------------|------------------------|
| ○牛山 久仁彦(うしやま くにひこ) | 明治大学政治経済学部教授 |
| 梅本 真理子(うめもと まりこ) | 公募市民委員 麻生区在住 |
| ◎小島 聡(こじま さとし) | 法政大学人間環境学部教授 |
| 竹井 斎(たけい ひとし) | 公募市民委員 中原区在住 |
| 矢島 尚(やじま ひさし) | 社団法人日本パブリックリレーションズ協会理事 |
| 吉田 彩(よしだ あや) | 公募市民委員 高津区在住 |

◎は委員長、○は副委員長

第 1 期自治推進委員会の開催状況と審議経過

[委員会の開催と審議経過]

| 回数/日付 | 議題等 | 概要 |
|-------------------|--|---|
| 第 1 回 H19.2.7 | <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、正副委員長選出など ・自治推進委員会の調査審議に関すること。 ・自治運営に関する制度等について | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の発足に当たって、委嘱状交付、委員紹介、委員長・副委員長の選出等 ・調査審議の進め方やテーマについての審議 |
| 第 2 回 H19.3.29 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民会議の取組状況及び課題について | <ul style="list-style-type: none"> ・中原区及び宮前区の区民会議実施状況の報告 ・審議 <p>[出席者] (役職は平成 18 年度時点)</p> <p>市長 中原区長 木場田文夫 中原区総務企画課企画調整担当主幹 関敏秀 宮前区長 大下勝巳 宮前区総務企画課企画調整担当主幹 原隆 総合企画局自治政策部区行政改革担当主幹 鈴木賢二</p> |
| 講演会 H19.5.16 | 「市民と行政のためのコミュニケーション活動をきく」 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治推進に向けての広報戦略をテーマとした講演会の開催 ・開催場所：いさご会館 2 階大ホール ・講演者：矢島尚委員 |
| 第 3 回 H19.5.31 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくりの取組状況と課題について | <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターの活動状況の報告と市の協働に関する取組状況の報告 ・審議 <p>[出席者] (以下、役職は平成 19 年度時点)</p> <p>市長 財団法人かわさき市民活動センター理事長 小倉敬子 市民局長 小宮山健治 市民局地域生活課市民協働・市民活動支援担当主幹 小池基希 高津区長 梶亨 高津区総務企画課企画調整担当主幹 中村茂</p> |
| 第 4 回 H19.7.30 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民自治を推進するための効果的・効率的な情報発信・情報共有の手法 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の広報及び報道の現状と課題についての報告 ・委員からの提案 ・審議 <p>[出席者]</p> <p>市長 総務局市民情報室長 飛弾良一 総務局市民情報室報道担当主幹 瀬戸豊彦 市民局シティセールス・広報室 理事・室長 鈴木純一 市民局シティセールス・広報室管理・市政広報担当主幹 中山和子 市民局シティセールス・広報室放送・映像担当主幹 石川正嗣</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>第5回 H19.9.27</p> | <p>・区民会議の論点整理—地域課題の解決プロセスにおける情報共有・参加及び協働の取組について</p> | <p>・区民会議に関する調査結果の報告（事務局） ・多摩区及び麻生区から区民会議の現状と課題についての報告 ・審議 [出席者] 市長 多摩区区民会議委員長 田嶋郁雄 麻生区区民会議委員長 西谷明子 多摩区総務企画課企画調整担当主幹 竹花満 麻生区総務企画課企画調整担当主幹 向坂光浩 総合企画局都市経営部区の課題調整担当主幹 北沢仁美</p> |
| <p>第6回 H19.11.28</p> | <p>・自治基本条例に基づく自治運営に関する制度・施策の運営状況等について</p> | <p>・総合コンタクトセンター、パブリックコメント手続及び地域ポータルサイトについての報告 ・審議 [出席者] 総務局市民情報室市民の声担当主幹 神山隆 総務局市民情報室市民の声担当主幹 綱島清 総務局システム企画課長 小倉泰樹</p> |
| <p>区民会議 フォーラム H20.3.1</p> | <p>「区民会議など自治の取組を考える」</p> | <p>・各区区民会議委員それぞれ1名ずつをパネリストとして、第1期区民会議の運営を振り返り、各区の特徴や運営上の課題などの意見を交換することで、今後の区民会議の発展につなげる。</p> |
| <p>第7回 H20.3.17</p> | <p>・第1期自治推進委員会報告書（案）について</p> | <p>・区民会議フォーラムの報告 ・報告書（案）についての説明及び審議 ・今後の自治推進委員会についての意見交換</p> |

※審議出席者の肩書きについては、会議当時のもの。敬称略

川崎市自治基本条例

平成16年12月22日
川崎市条例第60号

前文

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民（第6条～第9条）

第2節 議会（第10条～第12条）

第3節 市長等

第1款 市長等（第13条・第14条）

第2款 行政運営等（第15条～第18条）

第3款 区（第19条～第22条）

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営（第23条～第27条）

第2節 参加及び協働による自治運営（第28条～第32条）

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議（第33条）

第4章 国や他の自治体との関係（第34条）

附則

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

（位置付け等）

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- （1）市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- （2）参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
- （3）協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ（居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

第2節 議会

(議会の設置)

第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

(議会の権限及び責務)

第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点から的確な判断を行うことにより議会在前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。

2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

第1款 市長等

(市長の設置)

第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

(市長等の権限、責務等)

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。

3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

第2款 行政運営等

(行政運営の基本等)

第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。

(1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。

(2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。

(3) 市民からの提案等に的確に応答すること。

(4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。

(5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。

(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。

4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人（市長が所管するものに限りません。）又は当該出資法人（市長が所管するものを除きます。）を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

(財政運営等)

第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。

3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

(評価)

第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。

2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとします。

3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

(苦情、不服等に対する措置)

第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

第3款 区

(区及び区役所の設置)

第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

(区長の設置及び役割)

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

(1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。

(2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するよう努めること。

(3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

(必要な組織の整備等)

第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

(区民会議)

第22条 それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ

人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)によって構成される会議(以下「区民会議」といいます。)を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

- 2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

(情報提供)

第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

- 2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

- 2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(個人情報保護)

第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

- 2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。
- 3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(会議公開)

第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

第2節 参加及び協働による自治運営

(多様な参加の機会の整備等)

第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

(パブリックコメント手続)

第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といいます。)を行います。

- 2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票制度)

第31条 市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。))をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

- 2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(協働推進の施策整備等)

第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

第4章 国や他の自治体との関係

第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。

- 2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

川崎市市民会議条例

平成 18 年 3 月 23 日
条例第 11 号

(目的及び設置)

第 1 条 区民(川崎市自治基本条例(平成 16 年川崎市条例第 60 号)第 22 条第 1 項に規定する区民をいう。以下同じ。)の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

(名称)

第 2 条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

(所掌事務)

第 3 条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

(組織等)

第 4 条 区民会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
- (2) 区民会議の委員に応募した者
- (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第 7 条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第 8 条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(区民会議参与)

第 9 条 川崎市の議会の議員及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

(区長等の役割)

第10条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

(庶務)

第11条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

川崎市区民会議条例施行規則

平成18年3月31日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第4条第2項第1号及び第12条の規定に基づき、区民会議の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(課題の選定)

第2条 区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

(分野)

第3条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める分野は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
- (2) 福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
- (3) 子育て、教育など人を育て心をはぐくむ分野
- (4) 緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
- (5) 産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
- (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
- (7) 地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
- (8) 前各号に定めるもののほか、各区の地域特性に応じた課題に関する分野

(専門部会)

第4条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

川崎市における総合行政の推進に関する規則

平成18年3月31日

規則第29号

(目的)

第1条 この規則は、区の区域内における市の事務事業等に関して区役所の内部組織間並びに区役所及び局相互の調整を円滑にし、あわせて区役所の企画及び調整の機能を強化することにより、区における総合行政の推進を図り、もって身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「局」とは、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局、水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局及び選挙管理委員会事務局をいう。

2 この規則において「局長等」とは、局長をいう。

(区長の役割)

第3条 区長は、区の区域内における市の事務事業等について必要な調整を行い、区における総合行政の推進を図らなければならない。

(局長等の役割)

第4条 局長等は、区長と緊密に連携して、区における総合行政の推進を図らなければならない。

(区総合行政推進会議等の設置)

第5条 第1条の目的を達成するため、本市に区総合行政推進会議及び区課題調整会議を、区に区企画調整会議及び区行政連絡調整会議を置く。

(区総合行政推進会議)

第6条 区総合行政推進会議は、区における総合行政の推進を図るために必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に関する基本的な方針及び方策の策定について協議を行う。

2 区総合行政推進会議は、区役所に属する事務を担当する助役（以下「担任助役」という。）、区長、総務局長、総合企画局長、財政局長、市民局長、議題に関係する局長等その他担任助役が必要と認める職員をもって構成する。

3 担任助役は、会務を総理し、区総合行政推進会議を主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、区総合行政推進会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(区企画調整会議)

第7条 区企画調整会議は、区における総合行政の推進を図るために必要な事項について、企画及び区役所の内部組織間での調整を行う。

2 区企画調整会議は、区長、副区長、区の部長その他区長が必要と認める職員をもって構成する。

3 区長は、会務を総理し、区企画調整会議を主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、区企画調整会議の組織及び運営について必要な事項は、区長が定める。

(区行政連絡調整会議)

第8条 区行政連絡調整会議は、区の区域内における市の事務事業等について連絡調整し、及び区における総合行政の推進を図るために必要な事項について協議を行う。

2 区行政連絡調整会議は、区長及び次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 公園事務所長
- (2) 生活環境事業所長
- (3) 水道局営業センター所長
- (4) 交通局営業所長
- (5) 消防署長
- (6) 市民館長
- (7) その他区長が必要と認める職員

3 区長は、会務を総理し、区行政連絡調整会議を主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、区行政連絡調整会議の組織及び運営について必要な事項は、区長が定める。

(局区間の情報の提供等)

第9条 区長及び局長等は、区の区域内における市の事務事業等について、相互に必要な情報の提供及び説明を積極的かつ的確に行うものとする。

(局区間の協議等)

第10条 区長は、次に掲げる事項について、地域の実情及び区民の意見等を踏まえ、関係する局長等と協議するものとする。

- (1) 区における課題の解決を目的とした事務事業
- (2) 区における便利で快適な行政サービスの効率的、効果的かつ総合的な提供を目的とした事務事業
- (3) その他区と密接な関係がある事項

2 局長等は、次に掲げる事項について、区における総合行政の推進に資するように区長と協議するものとする。

- (1) 主要な事務事業に係る計画の策定及び実施
- (2) 新規の事務事業に係る計画の策定及び実施
- (3) 公共施設の設置、変更及び廃止に係る事項
- (4) その他区と密接な関係がある事項

3 区長及び局長等は、前2項の規定による協議の結果を尊重するものとする。

(局区間の調整)

第11条 総合企画局長は、必要があると認める場合又は区長若しくは局長等から要請があった場合は、必要な調整を行う。

(区課題調整会議)

第12条 区課題調整会議は、前条の規定により調整が図られている事項のうち総合企画局長が付議したものについて、必要な調整を行う。

2 区課題調整会議は、課題に関係する区長及び局長等、総務局長、総合企画局長、財政局長、市民局長その他総合企画局長が必要と認める職員をもって構成する。

3 総合企画局長は、会務を総理し、区課題調整会議を主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、区課題調整会議の組織及び運営について必要な事項は、総合企画局長が定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(川崎市行政連絡調整会議規則の廃止)

2 川崎市行政連絡調整会議規則（昭和47年川崎市規則第130号）は、廃止する。

区民会議に係る調査について

※地域課題の解決に向けた各プロセス(課題の集約、課題の検討・審議、課題解決への取組)における情報共有、参加、協働の現状及び課題について、御回答ください。

| 1 地域課題の集約について | |
|-----------------------------------|---|
| (1) 情報共有 ／ 参加 ／ 協働 | <p>区民会議で審議し解決に取り組むべき地域課題を把握するために、</p> <p>① <u>区民会議の委員</u>とどのように情報を共有(提供・収集)し、委員から課題を集約していますか。現状及び課題があればお教えてください。</p> <p>《現状》</p> <p>《課題》</p> <p>② <u>区民・区域内で活動を行っている団体</u>とどのように情報を共有(提供・収集)し、区民・区域内で活動を行っている団体から課題を集約していますか(例えば、区版、HP、区民ニーズ調査の実施等)。</p> <p>《現状》</p> <p>《課題》</p> <p>③ 上記①②のほか、<u>区役所</u>はどのように情報を収集し、区役所から課題を集約していますか。</p> <p>《現状》</p> <p>《課題》</p> |

2 地域課題の解決策の検討・審議について

(1) 情報共有

区民会議で地域課題を検討し解決策を審議するために、

① 委員とどのように情報を共有していますか。

《現状》

《課題》

② 委員同士ではどのように情報を共有していますか(例えば、全体会と専門部会等)。

《現状》

《課題》

③ 区民・区域内で活動を行っている団体とどのように情報を共有していますか。

《現状》

《課題》

④ 局等とどのように情報を共有していますか。

《現状》

《課題》

(2) 参加／協働

① 委員等が出席しやすい、区民・区域内で活動を行っている団体が傍聴しやすい会議の設定をどのように行っていますか(例えば、日時、保育等)。

《現状》

《課題》

② 地域課題の検討、解決策の審議を行うために、区民・区域内で活動を行っている団体との連携した取組など、区民会議への間接的な参加・協働をどのように行っていますか。

《現状》

《課題》

3 地域課題の解決に向けた取組について

(1) 情報共有／参加

区民会議で審議した解決策を実施するために、

① 委員、区民・区域内で活動を行っている団体とどのように情報を共有し、委員、区民等による取組を行っていますか。

《現状》

《課題》

② 区役所は、どのように取組を行っていますか(例えば、協働推進事業、区課題の活用等)。

《現状》

《課題》

③ 局等は、どのように取組を行っていますか。

《現状》

《課題》

(2) 協働

① 委員、区民・区域内で活動を行っている団体と区役所の協働による取組をどのように行っていますか(例えば、協働提案事業の活用等)。

《現状》

《課題》

区民会議に係る調査結果概要

| 項目 | 現状 | 課題 | 区民会議委員から提示された課題 | |
|-----------------------------|----------------------------|---|---|--|
| 1 地域課題の集約について | | | | |
| (1) 情報共有／参加／協働 | ① 委員との情報共有、委員からの課題集約 | <ul style="list-style-type: none"> 市長への手紙、区民ニーズ調査、統計白書、行政計画等基礎的資料、情報を提供 アンケート調査、提案シート、ミーティング開催等により課題を集約 | <ul style="list-style-type: none"> 多様な委員に会議毎に意見収集を行うことや、地域の状況把握に違いのある委員間で課題の共通認識の形成が困難 委員による課題設定の公平性の確保が必要 | <ul style="list-style-type: none"> 時間的制約があり、多数の関心が集まった課題に取り組み割り切りも必要 委員間の共通認識の形成が困難で、分野別の討議になる傾向にある 課題に偏りがないか、声なき声をどう盛り込むか |
| | ② 区民、団体との情報共有、区民・団体からの課題集約 | <ul style="list-style-type: none"> 市政だより区版、区HP、区民会議だより、リーフレット、アンケート付広報紙、映像資料、タウン紙等で情報を提供 アンケート調査、メール、FAX、郵送、窓口受付、課題提案箱、地域団体の会合への出席、各課の通常業務等から課題を集約（一般区民から募集しない区もあり） | <ul style="list-style-type: none"> アンケートの回収数、意見や課題の応募が少ない 区民会議自体の周知や一般区民・団体の参加度向上が必要 | <ul style="list-style-type: none"> 若年層の関心事、ニーズ把握が困難 （区民からの）意見等の応募が少ない 区民会議自体の周知や一般区民・団体等の参加度向上が必要 様々な団体・協議会と意見交換するなどの工夫が必要 |
| | ③ 区役所の情報収集、課題集約 | <ul style="list-style-type: none"> 各課の通常業務や苦情、要望対応を通じて把握した課題、アンケート調査、区民会議フォーラム開催等により情報を収集し、課題を集約 | <ul style="list-style-type: none"> 個別の情報収集は要望型の内容になる傾向があるので手法に工夫が必要 区の通常業務の範囲にとらわれず、地域課題を解決していくという職員意識改革が必要 | <ul style="list-style-type: none"> 市全体の問題又は身近なコミュニティの問題が多く、区の課題として集約するのは困難 人材、資源、資金面の制約や委員の任期という制約の中で課題解決できそうな課題を選択することが困難 未解決課題が沢山あり、新しい課題がどんどん発生する状況ではない |
| 2 地域課題の解決策の検討・審議について | | | | |
| (1) 情報共有 | ① 委員との情報共有 | <ul style="list-style-type: none"> 資料の事前配布、ビジュアルな資料作成等わかりやすさの工夫、事前勉強会等の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 多様な活動分野からなる委員間での課題共有や合意形成が困難 | <ul style="list-style-type: none"> 行政への要望型の意見が多くなる傾向がある |
| | ② 委員同士の情報共有 | <ul style="list-style-type: none"> 専門部会の内容を全体会で報告し課題を共有 団体間での活動の情報交換・連携 他区の区民会議委員との交流会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 委員同士が自発的に情報を共有しようとする積極的な動きは見られない インターネットを利用できない委員がいるので、SNS等の活用も実現できない 同一部会の委員間でも課題共有が困難な場合があるので、全体会での共通認識のもとに議論が可能か 部会での調査審議内容を区民会議全体での議論に結びつけていくことが必要 | <ul style="list-style-type: none"> 会議の開催回数や時間的制約等から、議論の深まりが十分となる場合がある 課題の優先順位について、課題背景や緊急性のレベル、実現可能性などを十分に協議する時間が不足 委員間の共通認識の形成が困難 委員間の共通認識の形成が困難で、分野別の討議になる傾向にある：再掲 会議の間隔が長く、議論の蒸し返しが起きる テーマに応じて部会を活用し、全体会は意思決定の場とする役割分担や期会議との連携が課題 |
| | ③ 区民・団体との情報共有 | <ul style="list-style-type: none"> 市政だより区版、区HP、区民会議だより、リーフレット、区民会議提案（冊子）、映像資料、団体への出前講座、タウン紙等で情報を提供 | <ul style="list-style-type: none"> より積極的な情報発信が必要 区民会議の取組を広く地域に周知するだけでなく、十分に理解してもらうことが必要 どの程度情報共有ができていくのか確認が困難 | <ul style="list-style-type: none"> 既にその課題に取り組んでいる団体等がある場合、区民会議での審議が層上層を築き恐れがある 課題解決の实效性を担保するため、検討・審議の段階から団体等との連携が必要 団体推薦委員が出身母体と情報共有し、意見を吸い上げて区民会議に還元する仕組みが必要 |
| | ④ 局等との情報共有 | <ul style="list-style-type: none"> 通常業務や各種レビュー、行政計画策定、行政連絡調整会議（区内関係行政機関）等を通じて情報共有 会議資料、傍聴の案内等を関係局に送付、定例局長会議で報告 局に情報・資料等の提供を求める | <ul style="list-style-type: none"> 区と局で区民会議の仕組み等に関する共通の理解が必要 | |
| (2) 参加／協働 | ① 出席・傍聴しやすい会議設定 | <ul style="list-style-type: none"> 平日夜間に開催、曜日が偏らないよう配慮、会議開催時に次回日程を調整、保育の確保 傍聴者への周知のため、会議日程が決定次第、区HPに掲載 | <ul style="list-style-type: none"> 傍聴者が少ない 夜間は女性の子育て世代の参加が困難、土日は団体の活動日と重なり参加が困難、共通の日程設定が困難 | <ul style="list-style-type: none"> 開催日を平日昼間に固定するのは、傍聴者参加の面で問題 |
| | ② 区民・団体との連携、間接的な参加・協働 | <ul style="list-style-type: none"> 委員が審議内容を推薦団体や地域に持ち帰り、意見の吸い上げ、取組を推進 団体への傍聴案内、部会に関係者としての出席依頼 | <ul style="list-style-type: none"> 連携はまだ限定的、間接的な参加、協働を促す仕組みの構築が必要 参加と協働の名のもとに地域への負担とならないよう配慮や工夫が必要 | <ul style="list-style-type: none"> 実行する組織としての経費策の検討には至っていない 部会課題が大きくなりがちで解決策が伴わない 各区まちづくり推進協議会等との役割分担が不明確 |
| 3 地域課題の解決に向けた取組について | | | | |
| (1) 情報共有／参加 | ① 委員、区民・団体との情報共有、取組 | <ul style="list-style-type: none"> 市政だより区版、区HP、区民会議だより、タウン紙等で取組状況の情報を提供 委員の推薦団体を中心に取組 委員が出前講座を行ったり団体等で提案内容を説明し取組を推進 | <ul style="list-style-type: none"> 取組が区民等を巻き込む大きな動きには至っていない、団体等との連携も限定的 地域の自主的な課題解決の取組を区役所が支援していく仕組みづくりが必要 どの程度情報共有ができていくのか確認が困難 | <ul style="list-style-type: none"> 区民会議というものが区民に浸透していない 「市民」、「地域住民」意識はあるが、「区民」意識は希薄なのではないか 広く市民の参加を集める具体的な方法が必要 区民会議の調査審議内容と、地域の自主的な課題解決の取組とを、リンクさせることが課題 区民会議からの情報提供手段の不足 委員間の共通認識の醸成が必要 |
| | ② 区役所の取組 | <ul style="list-style-type: none"> 広報による支援の実施 区役所から団体等へ提案内容を説明し取組を推進 区役所で取り組むべき課題を通常業務や協働推進事業として実施 提言書の各局配布 各種レビューや行政計画の策定等を通じて施策・事業化 | <ul style="list-style-type: none"> 区役所で地域でやるべきことの整理が必要（何でも予算を使えばよいという論法にはならないよう注意） 目に見える形で結果が表れにくい、「芽」をすばやく察知して、地域で芽吹くよう支援を行うことや地域でじっくり熟成させていくことが必要 | <ul style="list-style-type: none"> 各区域単独で取り組むことのできるものと、市全体で取り組まなければならないものの整理が困難 具体的な取組の必要性 地域限定モデルによる取組の必要性 |
| | ③ 局等の取組 | <ul style="list-style-type: none"> 各種レビューや行政計画の策定等を通じて施策・事業化 | <ul style="list-style-type: none"> 審議結果の局に対する実効性の確保の必要性 区民会議での審議当初から区から局への情報提供が重要だが、区民会議そのものへの局の理解が不可欠 | <ul style="list-style-type: none"> 取組が多くなりすぎたとき対応が課題 取組成果に応じて10年で見直すなど長期的な調整のしくみがない |
| (2) 協働 | ① 委員、区民・団体と区役所の協働による取組 | <ul style="list-style-type: none"> 委員を通じて推薦団体に参加を呼びかけ、取組実施 協働提案事業の募集テーマに区民会議での審議課題を掲げ、地域課題解決に向けた事業実施 | <ul style="list-style-type: none"> 「協働による取組」は始まったばかりで、区民・団体・行政とともに試行錯誤の段階、意識改革や経験の積み重ねが必要 区役所で地域でやるべきことの整理が必要（何でも予算を使えばよいという論法にはならないよう注意） 課題解決に向けた取組実施母体の設置が必要 実施母体の設置に当たっては、区民の関わりが必要 | <ul style="list-style-type: none"> 区民・団体・行政ともに意識改革や経験を重ねる必要がある 行政と市民とで協働で取り組むことのできる人・組織が必要 継続的な取組への対応（ヒト・モノ・カネ）の検討が必要 区民会議での決定事項を実施する方策が必要 市民や各団体を巻き込む工夫が必要 継続的、専任的な区民会議の事務局が必要 区民会議、まちづくり市民の会等の役割、位置付け、連携のあり方などの整理が必要 |

川崎市自治推進委員会 ニュースレター

Vol. 1 / 平成19年3月号
川崎市総合企画局自治政策部



第1回川崎市自治推進委員会が開催されました!!

第1回「川崎市自治推進委員会」が、平成19年2月7日(水)に市役所会議室で開催されました。この委員会は、平成17年4月1日に施行された「川崎市自治基本条例」第33条に基づき、川崎市における自治の取組を調査・審議するために設置された委員会です。



川崎市自治推進委員会 委員名簿 (敬称略・50音順)

| 氏名 | 役職・居住区 |
|---------|------------------------|
| ○牛山 久仁彦 | 明治大学政治経済学部教授 |
| 梅本 真理子 | 麻生区 (公募市民委員) |
| ◎小島 聡 | 法政大学人間環境学部教授 |
| 竹井 斎 | 中原区 (公募市民委員) |
| 矢島 尚 | 社団法人日本パブリックリレーションズ協会理事 |
| 吉田 彩 | 高津区 (公募市民委員) |

◎は委員長、○は副委員長

阿部市長からのあいさつ

委員会にあたり、阿部市長から、「本市では、自治基本条例施行後、区民会議の設置やパブリックコメ



あいさつをする阿部市長

ント手続条例の制定など、条例に基づく取組を進めています。この自治推進委員会において、第1期目として、それらの制度等の内容や課題等について十分審議していただき、自治基本条例に基づく市の取組状況を広く情報発信し、市民と共有していくための効果的な手法のあり方、考え方について、ご提言をいただきたいと考えています。委員の皆さまには、是非、活発なご審議をお願いしたいと思います。」とあいさつがありました。

委員の構成と任期について

✓牛山委員 明治大学で自治体経営論という科目を担当し、地方自治の研究をしています。川崎市では市民活動推進委員会でも市民活動に携わる皆様とさまざまな議論をしています。

✓小島委員 自治基本条例の策定過程で、検討委員会の副委員長をさせていただき

ました。

現在、政策評価委員会の委員や多摩川プランの委員もさせていただいております。自治基本条例がどう動いていくのか、皆さんとともに審議し、有効な提言をさせていただければと思っております。

✓矢島委員 多摩区と麻生区に住んで37年たちます。これまで、世田谷区で地域活動をしてきましたが、今度は、地元で役立つことをやるべきではないかと思い、何かお役に立てればと今回参加しました。PR関係の仕事をしていますので、その経験、知識が少しでもお役に立てれば幸いです。



左から、牛山委員、小島委員、矢島委員

✓梅本委員 北九州市に生まれ育ち、国際交流活動を17年、北九州市が設立した国際東アジア研究センターに7年勤務し、2年前に麻生区に越してきました。友達と幼

児サークルを立ち上げ、子供とお母さんのネットワークづくりに取り組んでいます。

☑**竹井委員** 中原区に住み、中原区のまちづくり推進委員会等の活動をしています。

自治基本条例の検討委員でしたが、また関わることができ、期待といたしますか責任を感じています。自治基本条例を多くの市民に知ってもらうことから、取り組んでいければいいなと思っています。

☑**吉田委員** 高津区に住み、高津区まちづくり協議会で市民活動を行っています。自治基本条例の検討委員でした。

今回、自治推進委員会委員に就任する機会を得て、区民会議の設置や住民投票制度など、この条例がいかにかさまざまな制度の根底にあるかがわかり、もっと発信していく必要性を感じています。



左から、吉田委員、竹井委員、梅本委員

☑委員会の進め方と次回の予定

委員会の進め方として、関係者へのヒアリングを行うことが確認されました。

次回の委員会では、区民会議を中心に市の取組状況を審議します。



また、4月下旬から5月中旬頃に市民と職員向けの報告会（パブリックリレーションズに関する講演など）を開催し、その後、5回程度の委員会における調査審議を経て、報告書にとりまとめる予定です。

次回の委員会は、

3月29日(木)18:30~

高津区役所1階保健福祉センター 保健ホール

傍聴が可能ですので、興味をもたれた方は、ぜひお越しください。



事務局では、皆さんからの意見・提案、感想などをお待ちしています。

委員会のスケジュール

| | | |
|--------|-----------------|---|
| 平成18年度 | 第1回 (2月7日) | ○委嘱状交付 ○委員会の目的・進め方の確認等 |
| | 第2回 (3月29日) | ○条例に基づく取組状況や課題等の検討など |
| 平成19年度 | 4月下旬~ 5月中旬 | ○報告会（市民・職員向け） 仮題：パブリックリレーションズに関する講演 ほか |
| | 第3回 (5月下旬) | ○条例に基づく取組状況や課題等の検討 ○情報共有の効果的手法に係る委員からの提案など |
| | 第4回 (7月下旬) | ○条例に基づく取組の具体的課題等の検討 ○情報共有の具体的手法等の検討など |
| | 第5回 (9月上旬) | ○条例に基づく取組の具体的課題等の検討 ○情報共有の具体的手法等の検討など |
| | 第6回 (11月中旬) | ○報告書の中間とりまとめなど |
| | 第7回 (H20年2月) | ○報告書のとりまとめなど |
| | | 報告内容の情報発信(市民向けフォーラム等) (H20年3月) |



☐発行／お問い合わせ先:川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044(200)3708 FAX 044(200)3800 e-mail 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>



※ ホームページを随時更新しております。あわせてご覧ください。

※ また、「かわさきメールニュース」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けします。

川崎市自治推進委員会

ニュースレター Vol. 2 / 平成19年4月号

川崎市総合企画局自治政策部



区民が主役となって地域社会の課題の解決に向けた審議を行う区民会議

第2回「川崎市自治推進委員会」が、平成19年3月29日(木)に高津区役所保健ホールで開催されました。今回の委員会では、平成18年度から各区で本格的にスタートし、川崎市の自治を担う仕組みの一つとして期待される区民会議について、現状の報告があり、意見交換を行いました。

区民会議の仕組み

川崎市自治基本条例に基づき、区役所が「地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点」となることを目指して、区行政改革の下、その柱のひとつである「地域住民の総意に基づく自治を实践する区役所」を実現するために区民会議を設置し、平成18年度から各区で本格実施しました。

区民会議は、地域社会の課題を把握し、解決を図るための方針及び方策などを審議する機関（区民会議条例第3条）であり、区域内の活動団体からの推薦や公募、区長推薦の計20名以内で構成されます（同第4条）。区長は区民会議の審議結果を尊重し、区民との協働、関係機関との連携により、暮らしやすい地域社会の形成に努めます（同第10条）。



あいさつする市長と出席者

区民会議の取組の報告

中原区民会議

平成18年度の審議テーマのひとつは「地域で支える高齢社会」です。具体的には、区内2地区の【すこやか活動】を取りあげ、活動内容等を取材して作成したビデオ資料を元にして、地域で実際に活動している関係者の方を招いて活動内容の報告を受け、審議しています。

既存の活動の課題や運営状況等を題材に、より具体的な議論がなされ、意見交換も非常に活発です。議論がきっかけに、自分の地域で新たに【すこやか活動】を立ち上げた委員もあり、少しずつではありますが、区民会議の議論の成果が現れてきています。



報告する木場田区長



大戸地区のすこやか活動

宮前区民会議

審議課題のうち、高齢者福祉と子育て支援に関する課題の解決策について、全区の中で最も早く区民会議から審議結果の報告を受けました。3月には区民会議主催の区民会議フォーラムを開催し、区民会議の活動と審議結果を広く区民に知らせるとともに、区役所からはそれぞれの提案に対する区役所の取組の方向性と行政・区民の役割分担を示しました。

このほかにも、事業提案制度の構築や区ホームページへの区長の日記などの掲載、地域ポータルサイトの開設と運営、団塊の世代に向けた「よろずシニア本舗・みやまえ」の設置など、暮らしやすい地域社会の形成に、積極的に取り組んでいます。



報告する大下区長



宮前区民会議フォーラム

区民会議についての意見交換



☑**梅本委員** 討議時間を最大限活かすためにも、専門部会と全体会の情報共有をしっかりと、活発な意見交換をしていただきたいと思います。会議中の保育の実施など、子育て中の母親も参加しやすい環境をもっと整えてほしいです。



梅本委員

☑**吉田委員** 区によって会議の運営の仕方が全く異なると感じました。報告のあった区は非常に効果的な運営がされていますが、そうではない区の原因を知りたいです。また、他の地域課題に取り組む活動団体とどう連携していくのが、今後、重要になるのではないのでしょうか。

☑**竹井委員** 中原区区民会議では審議内容を委員が各組織に持ち帰り、実践する意識ができていますが、委員20人だけでは限界もあります。仲間づくりをどう広げていくかがこれからの課題です。課題の内容によって



竹井委員

は、行政主体・区民主体・協働の区分けがされますが、それらをコーディネートし、支援を行なう役割や制度も必要だと思います。区役所にはネットワーク拠点としての役割も期待します。

☑**矢島委員** 思った以上にしっかりと様々なことに取組まれているので、なおさら、もっとPRしなければいけないと感じます。マスメディアに取りあげられるための工夫も必要です。



矢島委員

また、団塊世代にも活躍してもらうようにすべきです。

☑**小島委員長** 区民会議は、調査審議だけの機関では

ありません。宮前区の区民会議フォーラムのように一般の方々との情報交換と対話を重視して、区民会議をより区民に身近なものにする必要があります。

☑**牛山副委員長** 区民会議の役割は区役所機能との関係だけではなく、より幅広い捉え方が必要だと思います。



牛山副委員長

試行錯誤の中で進めていき、川崎市の「区」を発信していくことが必要です。

☑**木場田中原区長** 区民会議における課題は、全て区民の提起によるものです。地域で活動するの方々の中に、区民会議の議論により、その効果を徐々に広げていければ良いと思います。区民会議は区民のみなさんの活動体です。

☑**大下宮前区長** 各区の特徴に応じた区民会議の取組を今後はより戦略的に全国に発信する必要があります。区民会議は区民の参加・協働の仕組みとして魅力ある制度です。

☑**阿部市長** 区役所は地域の取りまとめ役、課題解決



阿部市長

の拠点になります。そのためには住民に密着し、住民からの問題に対応していく必要があります。これを実現していくための仕組みとして

区民会議があります。区民会議は審議だけで終わるのではなく、協働で地域課題解決に取り組むための組織でもあるため、活動実績のある方に委員の中心になっていただいています。一度に全て解決するのではなく、その時点の委員の関心の高いテーマから取組み、広げていければ良いのです。また、団塊の世代の方々にも大いに活躍していただきたいと思います。

次回の委員会は、5月31日(木)18:30～ 高津区役所5階第1、2会議室にて開催します。

「協働」の取組などについて討議する予定です。

※ 5月16日(水)14:00～ いさご会館ホールにて自治推進委員会講演会を開催予定です(先着200名)。

※ 委員会の傍聴が可能ですので、興味を持たれた方は、ぜひお越し下さい。



□発行／お問い合わせ先:川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044(200)2094 FAX 044(200)3800 e-mail 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>

※ ホームページを随時更新しております。あわせてご覧ください。

※ また、「かわさきメールニュース」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けします。



川崎市自治推進委員会

ニュースレター Vol. 3/平成19年7月号

川崎市総合企画局自治政策部



協働のまちづくり推進に向けた取組

第3回「川崎市自治推進委員会」が、平成19年5月31日(木)に高津区役所第1・2会議室で開催されました。今回の委員会では、川崎市における協働のまちづくりに関して、現在の取組状況について報告があり、今後の課題などに対する意見交換をおこないました。

協働の取組

今まで行政が実施してきた市民サービスをさらに充実させるためには、地方自治の原点に立ち帰り市民の皆さんが地域社会は自分たちのものであると考えることが重要です。低成長、マイナス成長の状況の中で、市民の本当のニーズに応えるサービスを求めるのであれば市民が計画・実行していく新しい自治の形が必要になるのではないのでしょうか。それには市民活動と行政サービスがお互いに助け合いのルールの下、まちづくりを進めていくことが重要であると考えています。その過程として区民会議はそれぞれの地域社会やグループ活動をしている方たちを主体としたまちづくりについて、議論を基に決定・実行するなど、市民活動と区民会議が密接に結びついていく図式になっているのです。川崎市では、区の中ではできるだけ区民の力を優先させていくまちづくりを目指しています。



意見交換をする出席者

市民活動と市における取組状況・課題の報告

市民活動の取組・課題

協働のルールをつくる上で「協働」という言葉の意味を市民に分かりやすく伝える必要性を感じています。市民活動センターとしては、協働のルール策定後市民向けの講座や情報発信をしていきたいと考えています。また、行政職員側でも研修をしていただき、双方が理解をした上で話し合いながら進めていくことが重要と考えています。



小倉理事長

それには、行政の中で統制を取るため窓口の一元化、情報発信充実のため市のポータルサイト設置、その他センターのプロパー職員充実などが必要だと感じています。さらに、シニアの方々が持つそれぞれのスキルは市民活動団体の脆弱部分を補完できると思います。また、今後の課題として受益者負担や自己資金の確立が挙げられます。

市の取組・課題

川崎市は平成13年に策定された市民活動支援指針を基に市民活動推進委員会を設置し、市民活動センターと助成金制度を創設しました。平成17年には自治基本条例を制定し、「情報の共有・参加・協働」の3原則に基づく自治運営に取り組んでいます。その中で、協働型事業のルール策定作業を進めており「目的共有・対等な関係・



市民局長

相互理解・役割分担と責任範囲の確認・公開性と透明性・成果の振返り」の6原則を設け、具体的にどのように事業を展開していくかを検討しているところです。

協働型事業が展開していくことで市民や行政の役割分担が明確になると共に責任分担も発生してくると思います。また、地域社会に幅広く理解を広げていくことを考えていく必要があるのではないのでしょうか。

区の取組・課題

協働事業提案事業では、区民がより主体的に事業に参加することで「新しい公共」の創出を目指しています。しかし、市の制度では提案事業に区から委託料を支払い、委託者・受託者の関係で契約する形となっており、区では協働という関係性を踏まえて更なる制度改良を行う予定です。また公共の担い手層を拡大していくため、区役所、市民館、こども文化センター等を市民活動の支援拠点として整備しました。今後は拠点機能の充実とそのネットワーク化を検討していきたいと考えています。



髙津区長

協働のまちづくりについての意見交換

☑牛山委員 安上がりという理由で協働を考えている自治体もありますが、川崎市では協働は自治の基本であり自治体は市民が作っていくものだから協働が当然という視点から始めていることが大変興味深いです。



☑矢島委員 組織を動かす一番のエンジンは人だと思います。もっとプロパー職員の充実にお金を使うことで、地域活動・協働・自治が促進されるのではないのでしょうか。市民の自治で足りない部分を行政が手助けすることこそが協働作業ではないかと考えます。



☑梅本委員 助成金は事業に対する支援であり、団体の管理費などへの援助はまだ少ないので、そういった援助を充実させていけば財政基盤のしっかりした団体が育っていくのではないのでしょうか。



また、組織の中核部分を担うポストにプロパー職員を配置することでノウハウの蓄積ができるのではないかと思います。

☑中村高津区主幹 行政側の人的教育に関しては、行政職員をNPOに一週間派遣するNPO研修制度がありますが、NPO側の負担が大きく、又期間が短いという問題点があります。また、NPO側から行政への派遣ということも今後検討していくに値することなのではないかと考えています。

☑阿部市長 協働事業は本来民間で実施してもいいのですが、行政と一緒に協力してやることでより良いサービスができると思っています。双方がやるべきことをやり、その力が合わさることによっていい効果生まれるのではないのでしょうか。また、一つ一つのケースを積み上げていく中で、行政と市民それぞれができることを整理していかなければならないと思います。



☑吉田委員 協働の意識をどのように共有するかが問題だと思います。どこまでが協働でどこまでが行政の領域かという判断が難しいです。また、提案事業については、選定委員の専門、事業内容によって助成の受けやすさが違うこともあると思います。



☑竹井委員 協働に興味の無い市民とどうやって一緒にやっていくかが問題です。実際に大きな事件が起きて人が集まるのをきっかけにして地道に進めていくしかないのかもしれないかもしれません。また、市民活動で核になる人に、生活できるだけの対価を支払い、専業として活動できるような環境づくりが大切だと思います。



☑小島委員長 協働の事例が蓄積されていけば、私も牛山委員も大学の授業で取り上げたいと思っています。そういったことを通して、川崎の取組が発信されていくという一面もあるのではないのでしょうか。

次回の委員会は、7月30日(月)18:30～ 高津区役所1階 保健ホール にて開催します。

効果的、効率的な情報発信、情報共有の手法などについて討議する予定です。

※ 委員会の傍聴が可能ですので、興味を持たれた方は、ぜひお越し下さい。

音楽のまちかわさき



かわさきミューズ

☐発行／お問い合わせ先:川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044(200)2094 FAX 044(200)3800 e-mail 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>

※ ホームページを随時更新しております。あわせてご覧ください。

※ また、「かわさきメールニュース」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けします。



川崎市自治推進委員会

ニュースレター Vol. 4/平成19年9月号

川崎市総合企画局自治政策部



市民自治を推進するための効果的・効率的な情報発信・情報共有の手法

第4回「川崎市自治推進委員会」が、平成19年7月30日(月)に高津区役所保健ホールで開催されました。今回の委員会では、市民自治推進のための情報発信・情報共有の手法について、現状の報告と市民委員からの提案があり、今後の情報発信・共有方法について意見交換を行いました。

情報共有の原則



平成17年に川崎市自治基本条例が施行され、区民会議等制度を整えてきましたが、こういった制度が実質的に機能していくためには市の側から市民へ情報発信をしていくと同時に、市民からの情報を受け止め^{かつ}適切な情報共有を図ることが重要だと考えています。自治基本条例において参加・協働・情報共有は自治運営の基本原則ですが、情報共有の原則は参加と協働の原則の基礎となるものです。そのような意味でも、情報の効果的、効率的なあり方を検討し、市民自治推進に役立てていかなければなりません。

情報発信・情報共有の手法について

市の広報について

市政広報には、市民参加を進めていく上で市民が主権者として必要な情報を積極的に提供していくという基本理念があります。自治推進の中で、広報は市と市民のパイプ役から、情報共有の担い手となってきています。現在は月に2回紙媒体で発行していますが、同時にラジオやテレビ・フリーペーパーなど様々なメディアを利用して発信を行っています。ただ課題としては、一方向の広報となってしまうため最近ではインターネットを利用した手法なども取り入れ始めています。また、今後デジタル放送が開始されることによって、映像の発信方法が変わった場合にどのように対応するかなど、職員の専門性が必要になることが増えていくことも課題となっています。



鈴木シティセールス・広報室長

市の報道について

報道担当では、政策決定・イベント・事件事象など市内で起こるあらゆるものについて窓口となり、報道各社に情報提供しています。方法としては、「記者会見」と資料を提供する「投込み」があり、新聞やテレビなどを通して市民に情報を届けています。最近では、市のホームページでも報道各社に提供した情報を閲覧できるようにしました。7月からは「報道掲示板」を始め、3ヶ月前には市内でどのようなイベントが行われるかといった情報を記者に提供し、イベント前の詳細資料の投込みと共に情報提供手法の強化を行っています。



飛弾市民情報室長

報道担当の姿勢は、市民に対し正直であることです。正確な情報を伝えると共に隠し事をしないという認識の下、どんな不祥事でも公表することが市民の信頼を得る1つの方法であると考えています。

市民委員の提言・意見交換



梅本委員 市民と市民が直接交流する機会こそが情報共有であり、様々な市民が一同に会する区民会議こそ、世代間の交流を進めていくための重要な拠点となるのではないのでしょうか。そのためにはまず、区民会議を多くの市民に知ってもらうため、ホームページだけではなく駅や学校などに掲示板を設置することも効果的だと思います。また、子育て世代が参加しやすいように区民会議に保育を付ける、小学校の授業で自治基本条例の取組紹介、区職員の区民会議傍聴など様々な方向から進めていくことが大切だと思います。

竹井委員 情報は膨大な量であるため、市民も行政も共有が難しいと思います。したがって、重要なことは必要になったときに必要な情報を得ることができる仕組みを作ることです。そこで市民が行政に問い合わせた場合に、双方の間で話し合いながら必要な情報を探していけるような「市民情報共有センター」のようなものがあるといいと考えました。また、藤沢市で実施されているようなインターネット上に公開掲示板を作り、市職員と市民が双方向の意見・情報交換を日常的にできる仕組みを作ることも効果的だと思います。

吉田委員 20代、30代の市民は日常生活で地域に関わるのが少なく、地域に対する問題意識が非常に低い上、それに不便も感じていないのではないかと思います。問題意識を持ってもらうためには、地域で過ごす時間を増やす必要があり、趣味と地域を結びつけることが大切です。その情報収集の場としてインターネットの充実が有効な手段であると考えます。メールマガジンやSNS(※)のようなものを利用し、若年層に地域への興味を持ってもらう手助けをすると同時に、ホームページ自体の周知も重要です。



矢島委員 市内だけではなく、市外に対してもマスコミを通してもっと市民自治の取組を取り上げてもらう必要があります。また「市民自治」という言葉自体も、もっと親しみやすい言葉を作って広めてはどうでしょうか。同時に、市民が役所を訪れたときや、ホームページを閲覧した場合に、いかに効率よく情報にアクセスできるかが重要です。また、メールマガジンをターゲット層別に発信する、市民向けに情報発信についての研修会を開くといったこともできると考えます。また、情報提供のためのサポートセンターとなる拠点を作ったり、若しくはインターネット上に設けてはどうでしょうか。また、市民に必要な情報を繋ぎ合わせるようなコンシェルジュ制度のようなものを作るのも話題性があるかもしれません。

小島委員長 市民間の情報は、コミュニティを通して共有されますが、コミュニティといってもインターネット上や市民同士の集まりなど様々なものがあり、どう活性化するかという課題にも繋がっています。また、若者の社会参加に結びつけるというお話がありましたが、地域に楽しいことがあれば若者も飛びつくと思います。楽しいことに自己実現があり、それが地域のためになる活動に結びついていくような仕掛けを作ることが重要だと思います。



阿部市長 子どもへの自治教育について、今まで子どもの視点から見て必要な情報を提供することがありませんでした。副読本も環境は環境、福祉は福祉で個別にありますが、包括するような情報提供が欠けていることに気づかされました。地域人としてどう育つかという視点が大事だと思います。



※ SNSとは、利用登録者がインターネット上に日記などを公開したり、同じ趣味の人がコミュニティという集団を作り情報交換をするページのことです。

次回の委員会は、9月27日(木)18:30～ 明治安田生命ビル2階第1会議室にて開催します。

区民会議における論点などについて討議する予定です。

(川崎市本庁舎東側)

※ 委員会の傍聴が可能ですので、興味を持たれた方は、ぜひお越し下さい。

暮らしのまじかわけ



かわさきコミュニティ

□発行／お問い合わせ先:川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044(200)2094 FAX 044(200)3800 e-mail 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>

※ ホームページを随時更新しております。あわせてご覧ください。

※ また、「かわさきメールニュース」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けします。



川崎市自治推進委員会

ニュースレター Vol. 5/平成19年10月号

川崎市総合企画局自治政策部



地域課題の解決プロセスにおける情報共有、参加及び協働の取組

第5回「川崎市自治推進委員会」が、平成19年9月27日(木)に明治安田生命ビルで開催されました。今回の委員会では、地域課題の解決プロセスにおける情報共有、参加及び協働の取組について、区民会議委員長や区担当者からの現状・課題報告があり、今後の推進方法などについて意見交換を行いました。

★区民会議の運営状況・課題



区民会議が実施され1年半が経ちました。区民会議は自治の原点の取組とも言え、川崎市においては市民自治の中核を担っていくものであると思います。今年の終わりには第1期が終了しますが、どのような仕組みであれば地域に定着し、市民の参加や協働が得られるのか、そのための情報共有はどうあるべきかなど、具体的に検証

し課題として整理し今後に繋いでいくことが重要だと考えています。

区民会議の運営状況、及び課題について

★多摩区の現状、課題

「多摩区の魅力作り」を区民会議のテーマとし、全体会議の他に4つの密接した専門部会があります。特徴としては「委員主導」「ミーティングの積極的な開催」「調査審議過程におけるモデル事業実施」の3点が挙げられます。委員の皆さんで議論を積み上げ、それぞれの部会においては本会議よりもミーティングを頻繁に開き、情報共有に努めています。ただし、各部会で話し合われていることをどう全体で共有するか、区民への情報提供や参加の充実をどう図るか、どこまでモデル事業を深めていけばいいかわからないといった意見が出て



こまでモデル事業を深めていけばいいかわからないといった意見が出て

竹花多摩区総務企画課 企画調整担当主幹

★麻生区の現状、課題

区民や区民会議委員に対し、タウン誌やホームページなど様々な媒体を利用して地域の課題テーマを募集しています。応募されたものは全て企画部会で検討し「心が響きあう地域づくり」が大きな課題テーマとして決まりました。現在は「子供の見守り」「地元農産物と地域の交流」「高齢者」の3つを選び調査審議をしており、現状を把握するため実際に活動している

人々との話し合いの場を設ける等しています。しかし、区民との共有ができていないか確認する方法が無く、目に見える形で結果が現れにくいため、行政側が区民の芽をいかにすばやく察知して支援を行っていかれるか、地域で熟成させていってもらえるかが課題と考えています。



向坂麻生区総務企画課 企画調整担当主幹

★区における総合行政の推進に向けて

区民会議本格実施に伴い、各区の課題に対し区民の方たちが取り組むこと、区が事業として取り組むこと、区と局が連携して進めていくことがあると思います。川崎市では平成18年度から、区と局が連携していくための調整作りを進めてきました。まずは各区の課題を把握し、総務局・財政局・総合企画局などが一緒に区間調整を行います。その後主要な施策や事業の方向性を局長が話し合い、最終的に市長がヒアリングを行っています。また、各事業をどの財源を利用して実施するかなどの予算調整も行います。19年度は18の事業が予算化されました。



北沢総合企画局企画調整課 区の課題調整担当主幹

情報共有、参加及び協働の取組についての意見交換

田島多摩区区民会議委員長 最初の会議で委員全員の率直な話し合いをする場を設けました。課題の設定は様々な分野で活動してきた委員から出てきたものを選出し決めました。委員同士の理解を深めるため、ミーティングや勉強会をできるだけ開くようにしています。街づくり推進委員会と区民会議の取組内容が同じようなものになった場合にどう進めていけばいいのかが課題です。



西谷麻生区区民会議委員長 麻生区では、区民会議とは何をするとところなのかという議論から会議を始めました。課題を分類して取り組みやすい課題から始め、話し合いながら進めています。例えば、地域で活動している人はたくさんいると思いますが、団体間のネットワークが無いといった問題から一般区民に広がらないのではないかと考え、区民会議ニュースやタウン誌など広報に力を入れてきました。今後は区民会議のことももっと知ってもらうため区民にも参加してもらえようなフォーラムを開きたいと思っています。



梅本委員 情報共有も区民会議の取組も大切ですが、区民にいかに会議の存在を広めていくかも重要だと思います。先日区民会議委員同士の意見交流会に参加しましたが、それぞれに特徴や課題があり、また新たな可能性も見つけることができました。

矢島委員 委員となっている自分自身でも区民会議とは、地域活動をしている人々の支援のためにあるのか、実際に地域活動をしてほしいのかが分からないので、一般の方にはもっとわからないのではないかと思います。



小島委員長 行政が区民会議とは何かを決めていないのは、それぞれが試行錯誤の中で模索してほしいと考えているからだと思います。区民会議は自治推進の拠点であり、区民会議のあり方は行政が決めるものではありません。市民の側から行政に役割分担を求めていく方がうまくいくのではないのでしょうか。その中で、職員と市民が学びあい、育てあっていくことが実は協働の本質なのではないかと思っています。



竹井委員 区民会議で扱った課題についてのアフターフォローとして、提言などを課題解決に結び付けて行く仕組み作りが大切ではないかと思っています。また委員は地域に戻り活動を進めていくと思いますが、町内会という「点」から「面」に広げていくような支援も必要です。これからは、様々な委員会と区民会議の連携を図り、委員会が区民会議で出た提案の受け皿になるなど、二人三脚で進めていけたらいいと感じました。区民や行政の職員がお互いに成長しながら作っていく必要があります。

阿部市長 行政は税金を使い事業を行っています。大切なのは区民ができることは区民がやり、できないものは区や市の責任で行うといった振り分けをしていくことです。区民会議は2年でもう実践に移っていますが、市で同じことをしようとするれば調査に何年もかかってしまい、なかなか実行できないだけでなくお金もかかります。区民会議の皆さんの実行力はとても大きな波及効果になり、それを見ている人々も自分たちで何かができるのではないかといった思いが生まれ行動を起こしていくようになると思います。今後は区民会議と一般の区民の意見交換がどんどんできるようになっていって欲しいです。



次回の第6回委員会は、11月中旬 高津区役所にて開催します。

市民自治と区役所機能の拡充などについて討議する予定です。

※ 委員会の傍聴が可能ですので、興味を持たれた方は、ぜひお越し下さい。

目録のまちかわり



かわさきミュート

□発行／お問い合わせ先:川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044(200)2094 FAX 044(200)3800 e-mail 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>

※ ホームページを随時更新しております。あわせてご覧ください。

※ また、「かわさきメールニュース」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けします。



川崎市自治推進委員会

ニュースレター Vol. 6 / 平成19年12月号

川崎市総合企画局自治政策部



自治基本条例に基づく自治運営に関する制度・施策の運営状況

第6回「川崎市自治推進委員会」が、平成19年11月28日(水)に高津区役所で開催されました。今回の委員会では、自治基本条例に基づく自治運営に関する制度・施策の運営状況等について、市民の声担当者などから現状・課題報告があり、改善点などについて意見交換を行いました。

自治基本条例に基づく主な取組状況



条例第21条「必要な組織の整備等」に関連して、区役所は、地域まちづくりや総合的なことも支援の拠点として整備する等、機能の強化を図っています。第23条～第27条に規定された情報共有による自治運営に関しては情報公開条例や会議公開条例に基づく公開のほか、要綱の公表など行政情報の積極的な発信を進めています。また第28条以下の取組としては、市民の多様な意見を反映するため、

総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」を開設したり、パブリックコメント手続条例を制定(平成19年4月施行)したほか、住民投票条例の制定を検討中です。特に第32条「協働推進の施策整備等」については市民活動センターを中心に市民活動の支援を進めているほか、区役所で先行した協働型事業を様々な分野で進めていく予定です。

自治運営に関する制度・施策についての意見交換

区役所の体制について

竹井委員 区役所を地域のまちづくり拠点として整備するためには、区の組織や体制が課題ではないか。

三浦総合企画局長 建築士などの専門職員が区に分散してしまうと専門家としての育成やノウハウを集積しにくく、本庁に集約する体制にしたため、区ではハード系のまちづくりをどう支援するかが課題となっています。区と本庁のまちづくり部局との連携体制の構築が重要な課題です。

竹井委員 他市では管理職にそれぞれ担当地区を決めている例があり、こういう方法もひとつだと思います。

審議会等の公開について

竹井委員 条例第26条に会議公開に関する条項がありますが、本委員会では専用ホームページに掲載されていて、市民にはわかりにくい。審議会などの情報は、情報公開の審議会等一覧のページに対象となる

全審議会等の名称が表示されていて、そこから、その審議会の議事録が掲載させている審議会専用ページにリンクされていて、移動できると良いですね。

梅本委員 市のホームページに、局ごとに審議会の概要を整理したページがあるので、そうした一覧を検索しやすくすることで、参加したい会議が探しやすくなるのではないのでしょうか。

矢島委員 会議などへの参加意欲がない人に少しでも参加してもらえるきっかけをできるだけ多くすることが必要です。多くの人は、色々な情報があった上で、接しやすいから参加してみるという気持ちになるのだと思います。

小島委員長 審議会などへの参加は基本的に義務ではなく権利です。その権利を行使しやすいような方法を考えることも自治基本条例の趣旨であると思います。会議一覧を作成することも、社会参加の権利を実現させる



機会を作ることではないでしょうか。

★情報提供・情報共有について

🔥吉田委員 例えば「サンキューコールかわさき」や地域ポータルサイト¹は、情報を得る手段でもありますが参加の機会、情報共有の手法とも関係があると思います。そうであれば市民参加の重要な入口になると思いますが、どのように活用しているのですか。



🔥神山総務局市民情報室市民の声担当主幹 「サンキューコールかわさき」では、様々な相談や意見を電話・電子メール等で受け、簡単なものはその場で回答し、複雑なものは担当課に繋ぐシステムになっています。平成18年度は1日当たり50件程度、最近では平均70件、多い日は100件の利用があります。代表電話と比べて、8倍の利用があります。市民には転入手続の資料の中にシールやチラシを入れてPRしているほか、区民課の窓口でも配布しています。



🔥小倉総務局システム企画課長 市民が行政の情報を得る機会を増やすため、民間のポータルサイト「まいぶれ」や「川崎タウン」に市の情報を掲載してもらうことを計画しており、現在利用対象者別に4つの地域ポータルサイトの利用を予定しています。提携する地域ポータルサイトを見ていけば、市の情報が自然と伝わる仕組みを考えています。



★住民投票制度について

🔥小島委員長 住民投票はいつごろ制度化されますか。

🔥瀧崎自治政策部長 昨年9月に検討委員会報告書が出され、現在それを元に発議要件等の規定を検討中です。住民投票に議会がどうかかわるかといった課題もあります。平成20年度には条例化したいと考えています。

🔥小島委員長 情報公開なしに住民投票は出来ませんが、この点についてはどのように考えていますか。

🔥瀧崎自治政策部長 選挙公報のように賛成・反対の意見を中立的に提供する仕組みをつくる予定です。

🔥小島委員長 住民が議論を重ねた上で投票すると結果が全く違うこともあります。多角的な情報を提供し、思考するプロセスが大切だと思います。

★パブリックコメント手続制度について

🔥綱島総務局市民情報室市民の声担当主幹 パブリックコメント手続条例²は平成19年4月に施行されました。現在までに31件実施しましたが、案件によって意見の数に差があり、意見の全く無かったものもありました。今後は、庁内・市民への周知を徹底する、意見をもらう工夫として施策の概要版などの資料を添付する、意見を反映できる基本計画などの段階で実施するといった制度運用に努めていきます。



🔥小島委員長 パブリックコメントへの意見を増やすには、分かりやすい資料を配布するのも1つの方法ですが、市民から寄せられた意見をリアルタイムで公開することによって、多様な意見が出やすくなるでしょう。該当案件の利害関係者からだけでなく、直接利害関係のない人からも意見が出てくることで、効果的な運用ができる可能性もあります。



🔥 次回の第7回委員会は、**2月中旬** に開催予定です。

報告書の取りまとめなどについて討議する予定です。

※ 委員会の傍聴が可能ですので、興味を持たれた方は、ぜひお越し下さい。



🔥発行／お問い合わせ先:川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044(200)2094 FAX 044(200)3800 e-mail 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>

※ ホームページを随時更新しております。あわせてご覧ください。

※ また、「かわさきメールニュース」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けします。



¹ Yahoo! などインターネットの入口となるページのこと。地域ポータルサイトは特定の地域情報の入口として設けられたページのこと。

² 条例や計画を定めたり、重要な政策変更を行う場合に市民からの意見を事前に公募し、結果を反映させる制度のこと。

川崎市自治推進委員会

ニュースレター Vol. 7/平成20年3月号

川崎市総合企画局自治政策部



第1期川崎市自治推進委員会報告書の概要

第7回「川崎市自治推進委員会」が、平成20年3月17日(月)に川崎市役所で開催されました。今回の委員会では、第1期の川崎市自治推進委員会(以下、第1期委員会という)の報告書について事務局から報告があり、修正点・改善点などについて意見交換を行いました。

★ 報告書の構成

- I. 自治推進委員会について—設置目的等、第1期委員会の調査審議事項
- II. 自治運営に関する制度等の運営状況について
—行政運営に関する取組、自治運営の基本原則に基づく制度の運営状況など
- III. 自治運営に関する制度等の検討状況について
—協働のまちづくり、情報共有、区民会議
- IV. 市民自治の推進に向けた10の提言



★ 報告書の内容

■調査審議の視点<自治運営の三つの基本原則(川崎市自治基本条例第5条)>

第1期委員会では、自治運営の三つの基本原則「情報共有」「参加」「協働」という視点に基づき、調査審議・意見交換を行いました。

■自治運営に関する制度等の運営状況について(委員会第6回にて審議)

自治運営に関する制度全般について条例に基づき、「行政運営等に関する取組(第15条—第18条)」「区に関する取組(第21・22条)」というように関連する条文ごとに、これまでの主な取組と方向性をまとめました。

■自治運営に関する制度等の検討状況について(委員会第2回～5回にて審議)

「区民会議(第22条)」、「情報共有(第23条～第27条)」、「協働のまちづくり(第32条)」が自治運営の三つの基本原則の取組そのものであるということから、第1期委員会の重点的な審議事項として取り上げました。その中でも「区民会議」は地域における身近な課題を市民自ら担い手となり、参加と協働により解決に向けて取り組んでいくためのものであるため、自治の原点とも言える取組です。上記3点についてそれぞれ、取組と課題、今後目指すべき方向性についてまとめています。

■市民自治の推進に向けた10の提言

以上、第1期委員会で審議した内容や市、関連団体からの意見を踏まえて次の10の提言を取りまとめました。

1. 自治に向き合う職員の育成
自治の推進を担う職員の人材育成に向けた仕組みの構築が必要

2. 自治意識の醸成
地域活動や教育の場での自治意識を育む環境の整備が必要

協働の
まちづくり

総合的な
自治の醸成

3. 協働実践の共有
市民と協働型事業の実践を共有することで協働の取組を推進する

4. 協働推進施策の整備
協働型事業のルールや提案制度等協働に関する施策の整備が重要

5. 政策形成過程の情報共有の推進
共有すべき情報の基準の整備など
により情報共有の推進が重要

情報共有

6. ターゲットを見据えた情報発信
の手法等の構築
情報の受け手側の特性に合わせた
情報発信の手法等の活用が重要

7. 情報コンシェルジュ機能の充実
市政情報を分かりやすく提供する
案内機能の充実が重要

区民会議

8. 区民会議の情報発信の推進
区民の参加と協働の推進に向けた
PR や広報の充実が重要

9. 区民会議と関係団体との連携の
推進
地域課題の解決に向けた関係団体
との連携や取組の推進が必要

10. 各区区民会議の交流の推進
区民会議委員同士の情報交換や
連携など交流の推進が必要

報告書作成にあたっての意見交換

★第1期自治推進委員会、最後に一言

👉竹井委員 今回まとめた「10の提言」について、これからどのように1つ1つ具体化していくかが課題だと考えます。これから何年かかるかは分かりませんが、市民としてできるだけことはやっていきたいと思えます。

👉矢島委員 今後はボランティア活動などするとき、どう進めれば協働を達成できるかをもっと考えていきたいと思えます。

👉梅本委員 個人的に活動している中で、実際に協働の活動をしている人でも協働について理解することは難しいと感じています。委員会で学んだことを今後は身近な人たちに還元していきたいと思えます。

👉吉田委員 区民会議フォーラムを通して感じたことは、顔が見えなかった人と会うことで信頼が生まれたことです。制度も大切ですが、信頼関係を作ることも重要だと思えました。

👉牛山委員 区民会議を進めることが参加協働、市民主体のまちづくりだと思えます。自治基本条例の理念

をどう具体化していくか、区民・市民の地道な活動が重要だと考えています。

👉小島委員長 川崎市自治基本条例は最高規範ですが、どこまで法的拘束力があるかが問題になります。そこで本委員会では、市政運営が、どの程度条例の理念に沿って行われているのか、全般を見渡して、現状と課題、今後の方向性等をまとめることで市民の皆さんにも条例を理解してもらおうと考えました。条例を生かすも殺すも市民の皆さん次第なのです。

👉阿部市長 地方自治法などの法律は「市民自治」という部分を必ずしも第一に考えているわけではないので、そこを補完するために条例があると考えています。自治は基本的に市民が進めるものですが、川崎市では条例を策定したものの、まだ十分に浸透していません。これからはより市民や行政の職員にも市民自治を浸透させるために、意識を変えていくことが大切です。それには、混乱を避け上手く情報を共有していくことも重要であり、その方法についても工夫しながら進めていくことが大切です。

暮らしのまじかわけ



かわさきミュート

□発行／お問い合わせ先:川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044(200)2094 FAX 044(200)3800 e-mail 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>

※ ホームページを随時更新しております。あわせてご覧ください。

※ また、「かわさきメールニュース」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けします。



川崎市自治推進委員会報告書
～市民自治の推進に向けた10の提言～
【第1期】

平成20年3月
川崎市自治推進委員会

事務局 川崎市総合企画局自治政策部
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2094 FAX 044-200-3800
メールアドレス 20ziti@city.kawasaki.jp